

社会保障・税番号制度説明資料

本資料の構成

資料 1－1：社会保障・税番号制度について

資料 1－2：地方公共団体における情報システムについて

資料 1－3：地方公共団体における特定個人情報保護評価について

資料 1－4：社会保障・税番号制度と住基ネット等について

資料 1－5：社会保障・税番号制度に係る地方公共団体における
システム整備に係る予算対応について

資料 1－6：自治体クラウドを活用した社会保障・税番号制度の
効率的な導入について

資料 1－7：社会保障関係システムについて

社会保障・税番号制度について

内閣官房社会保障改革担当室

社会保障・税番号制度関連四法の公布

【平成25年5月31日公布】

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

→行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。

● 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）

→地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

● 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

→内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

社会保障・税番号制度関連法(5/31公布)の概要

(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【内閣官房】

I 総則

下線部が総務省の所掌事務

II 個人番号

- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。
- 市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。
- 個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

III 個人番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

IV 特定個人情報の提供

- 特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

V 特定個人情報の保護

VI 特定個人情報保護委員会

VII 法人番号

VIII 雑則

- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

IX 罰則

(2)関連整備等法【内閣官房】

①住民基本台帳法の一部改正
【総務省】

②公的個人認証法の一部改正
【総務省】

・
・
・
・
・
・

(3)地方公共団体情報システム機構法
【総務省】

(4)政府CIO法【内閣官房】 ※ 内閣情報通信政策監(政府CIO)の設置根拠を整備

住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

公的個人認証法の一部改正について

1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大（総務大臣が認める民間事業者を追加）

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。（例：インターネット上の預金口座開設等）
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

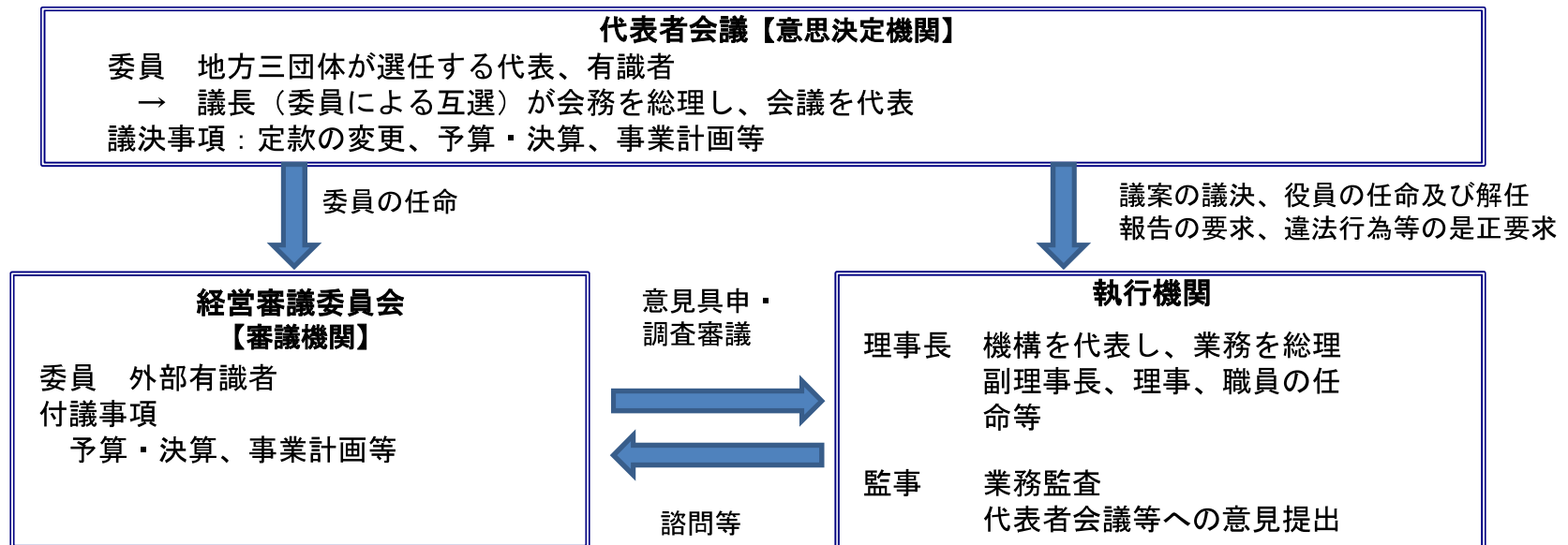
- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

地方公共団体情報システム機構法について

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について(案)

	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度
番号法			H27.10～ 付番・通知 H28.1～ 個人番号利用、個人番号カード交付 H29.1～ 情報連携		
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)	機構	個人番号の住民票への記載	
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人 認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)	機構	電子署名・電子利用者証明	検証者の民間拡大

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

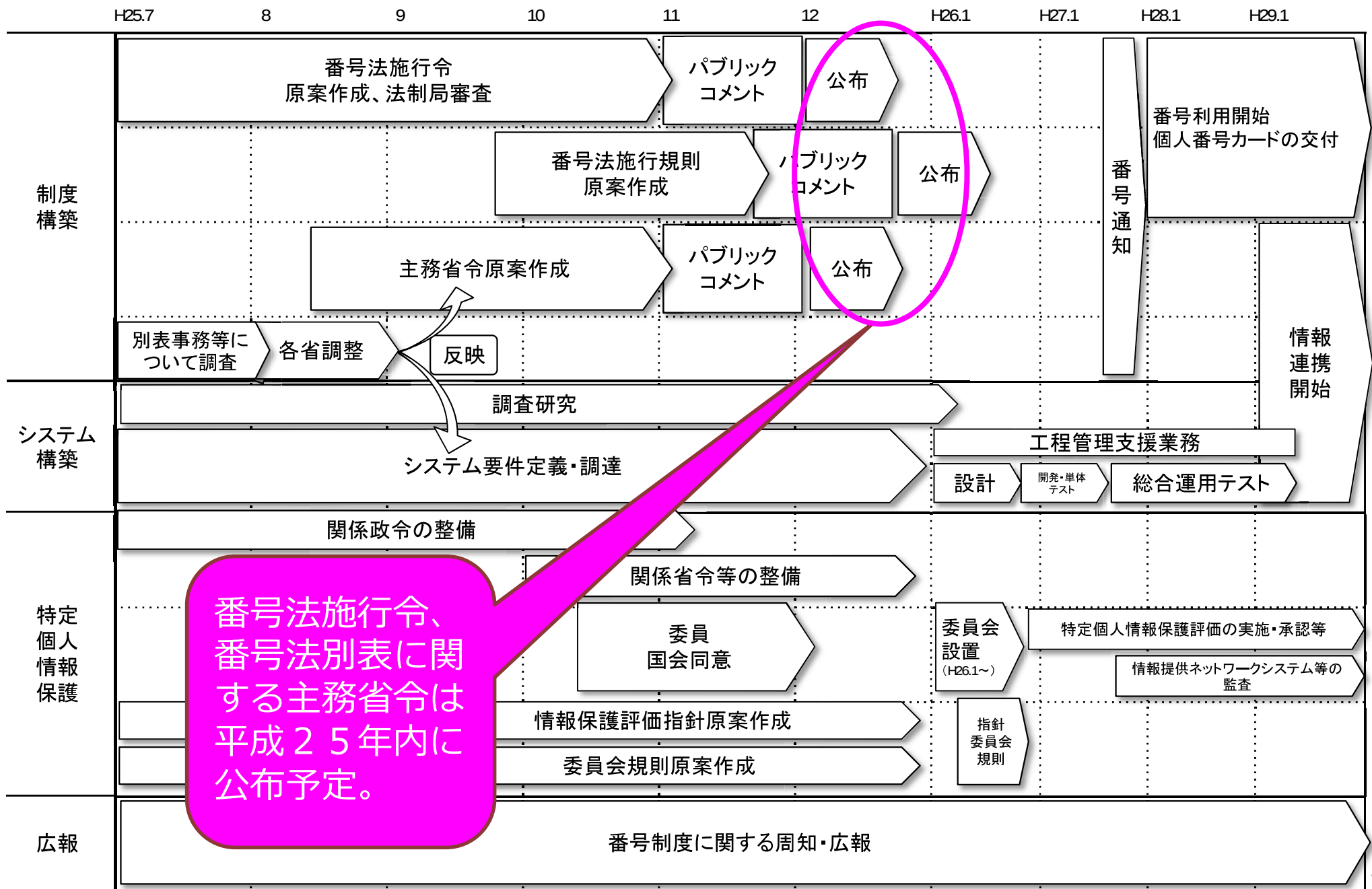
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

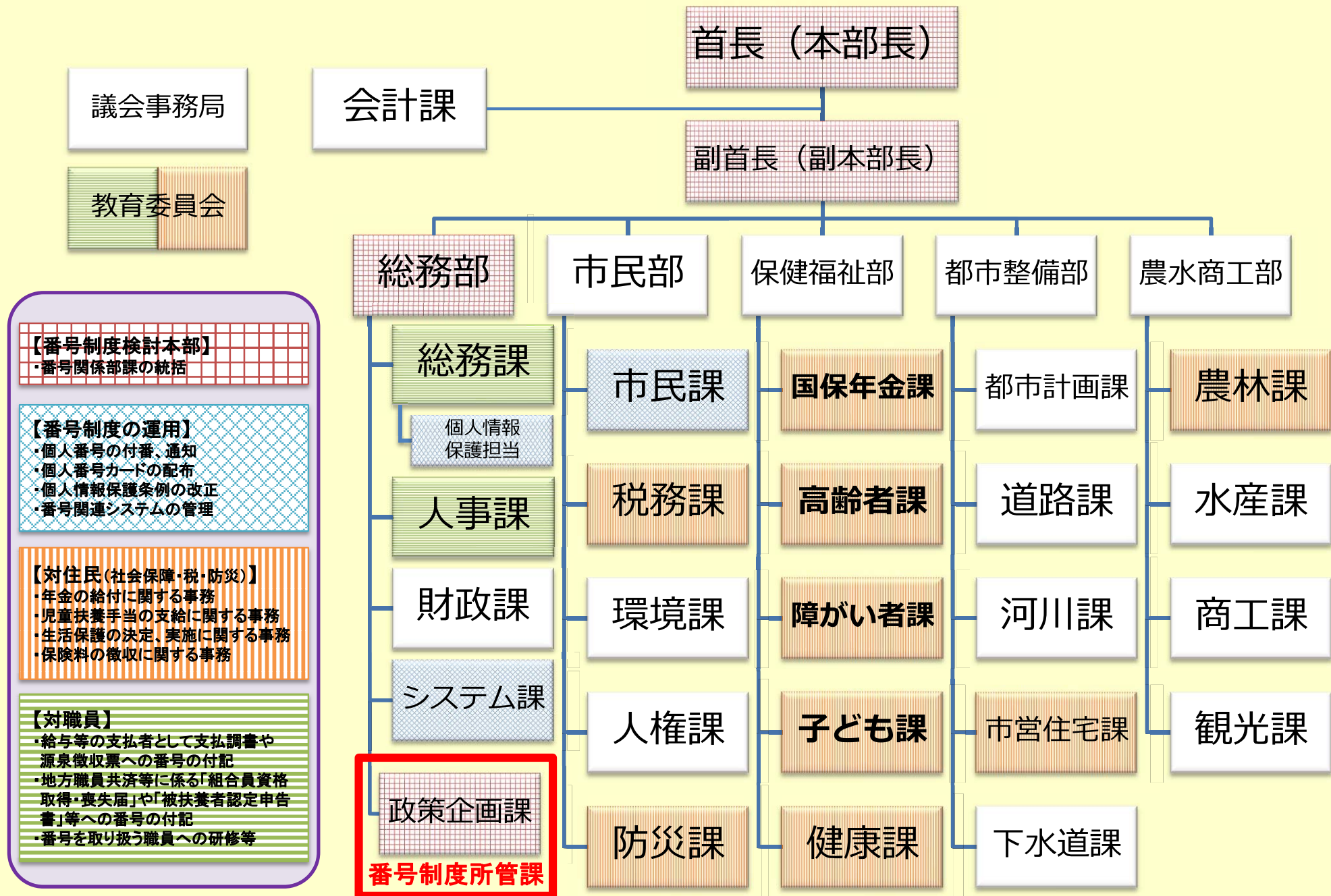
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。**

番号法施行に向けた当面のスケジュール（案）



架空の地方公共団体における番号制度導入体制



番号制度導入に向けて地方公共団体が『今すぐに』行うべきこと

①番号制度を所管する課の決定

単に番号制度についての連絡窓口役ではなく、番号制度の導入へ向けたスケジュール管理など、番号制度について庁内全体を統括する課を決定。

平成28年1月の番号利用開始、平成29年7月の情報連携開始への対応のみならず、その後の番号制度を活用した住民サービスの向上や行政事務の効率化といった『行政改革の推進』までを見越した、番号制度を所管する課の決定が必要と考えられる。

②各作業を行うこととなる課の洗い出し

「やること」として挙げられている各作業につき、どの課が関係することとなるのかを洗い出す。

ひとつの作業につき、複数の課が関係することとなるため、関係各課が協働して作業を進めることができるように、役割分担などを決めておく必要がある。

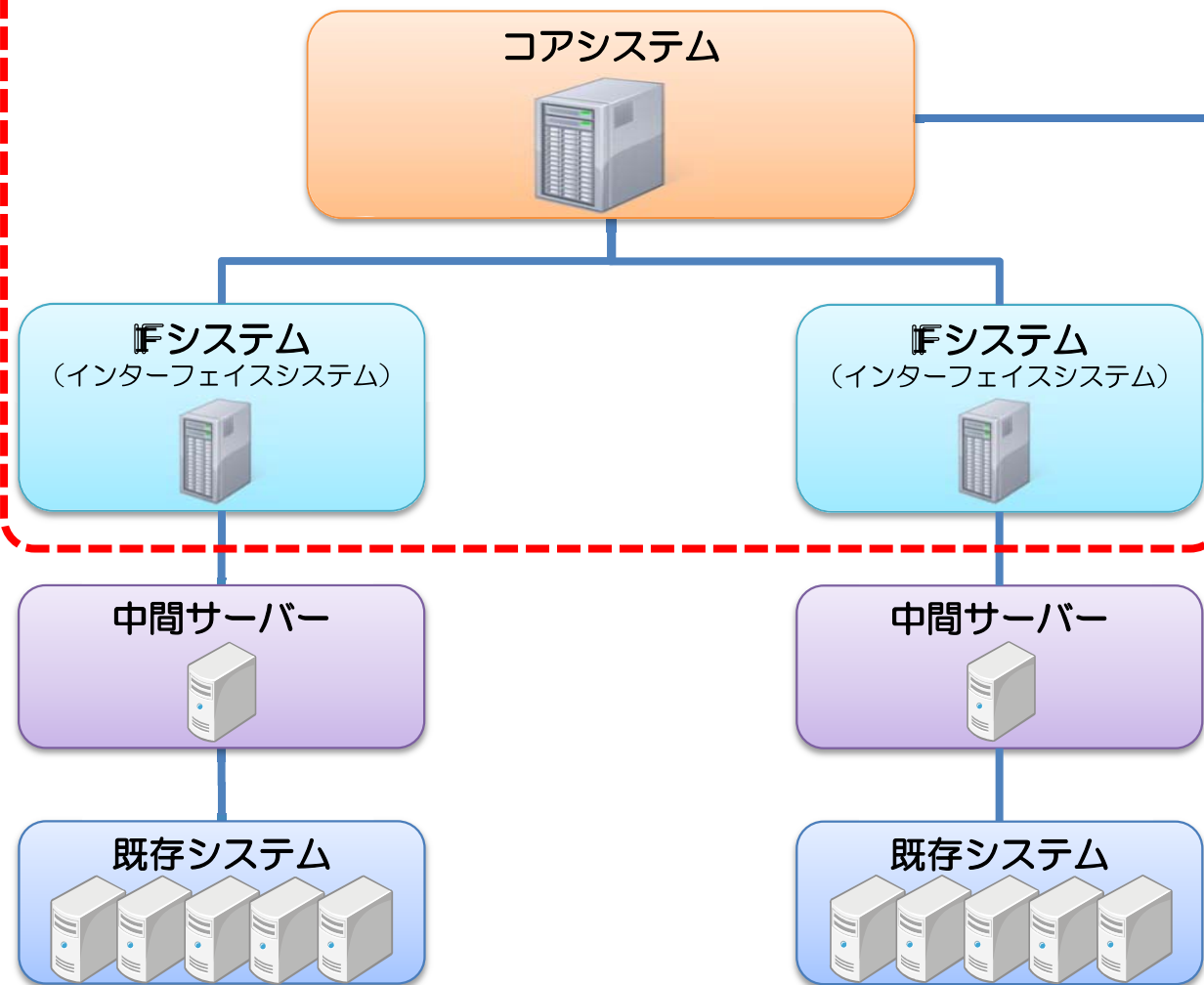
地方公共団体における情報システムについて

内閣官房社会保障改革担当室

情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムとは

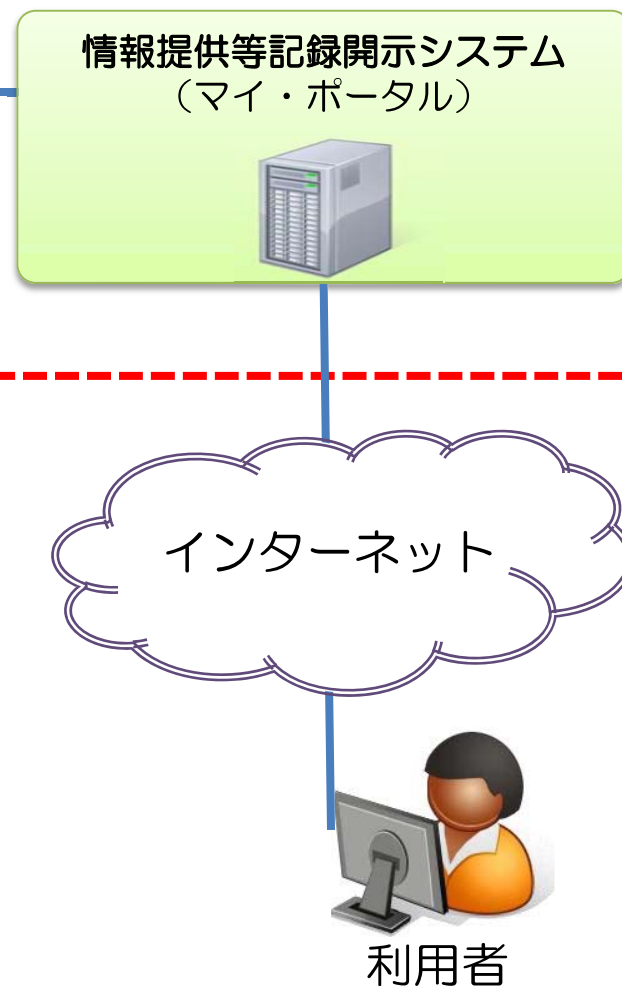
情報提供ネットワークシステム

○情報提供ネットワークシステムは、法別表第2に規定されている情報照会者が取り扱う事務について、情報提供者が保持している特定個人情報の連携を実現するための仕組みです。



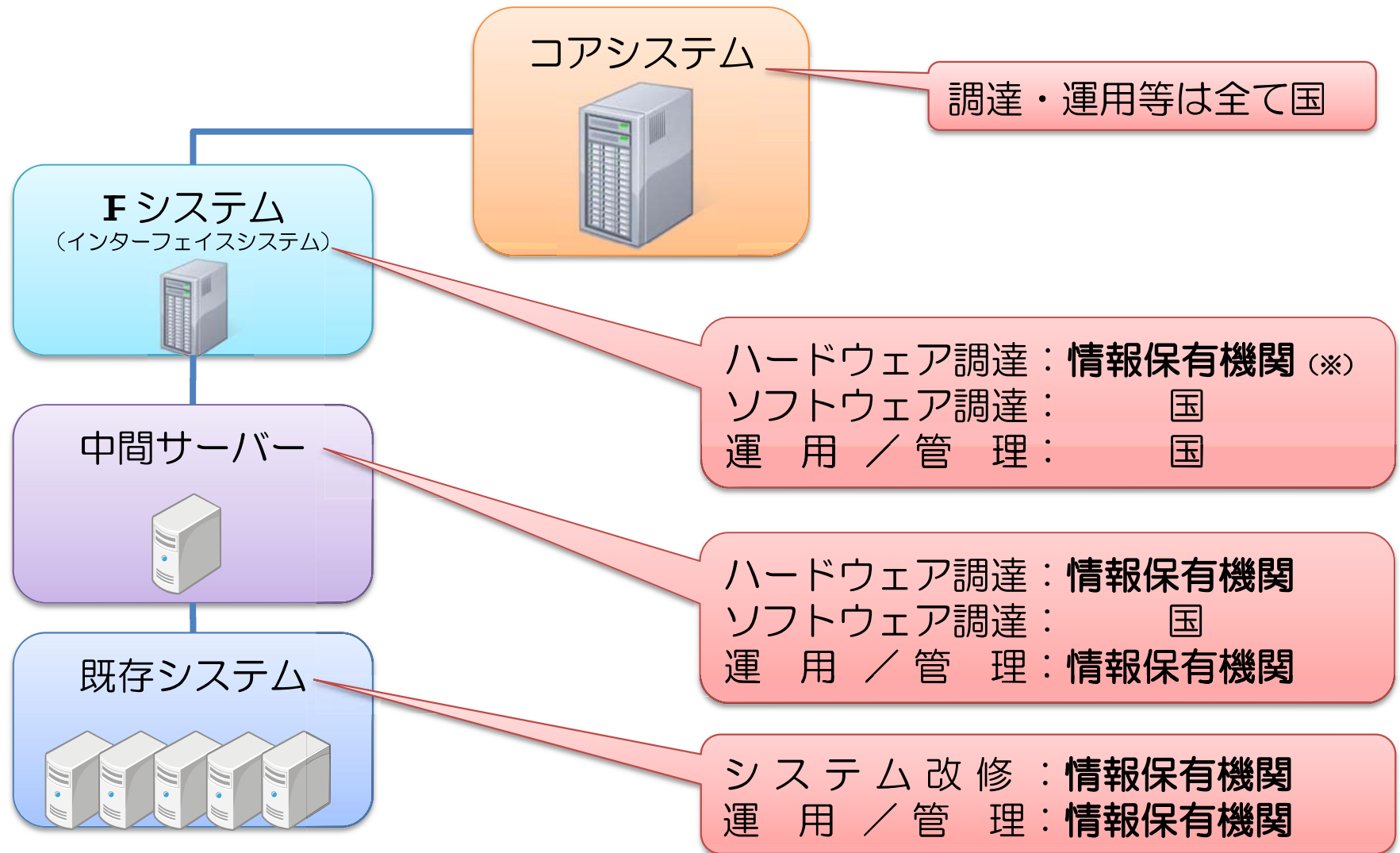
情報提供等記録開示システム

○行政機関間の情報提供記録を開示する等の機能を有する仕組みです。



各システムの調達範囲

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」
—中間サーバー技術標準の検討に係る報告書— 参照

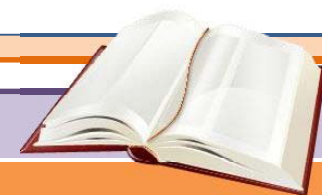


※ インターフェイスシステムのハードウェア調達は情報保有機関が行うことを基本とするが、地方公共団体については共同利用を考慮し、国が一括調達することも検討しています。

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究

目的

○地方公共団体の既存情報システムの改修及び情報提供ネットワークシステムへの円滑な接続に資する基礎資料の収集及び各種技術標準等の策定。

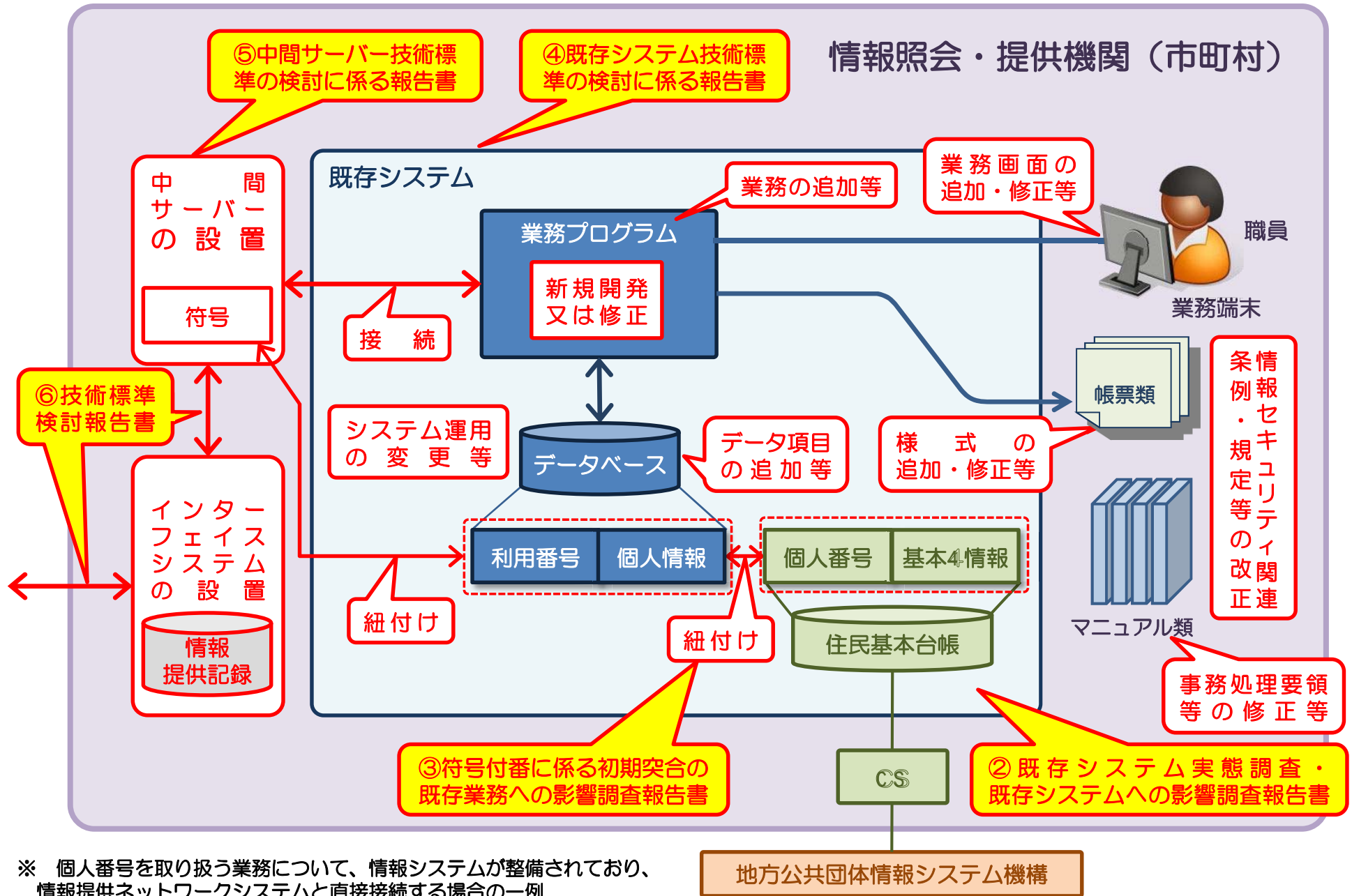


報告書

No	報告書名	記載概要
①	本調査研究に係る最終報告書	本調査研究に係る最終報告書として、各報告書の概要について取りまとめたもの。
②	既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書	各地方公共団体が保有する既存システムに関し、類型化毎に現状分析結果を取りまとめたもの。また、地方公共団体における番号制度導入に伴う社会保障分野の既存システムの改修内容、業務フローの変更点について、現時点で判明している範囲で取りまとめたもの。
③	符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書	地方公共団体が符号付番を実施する際の技術的課題の分析結果及び符号付番作業を円滑に実施するための対応方法の検討結果を取りまとめたもの。
④	既存システム技術標準の検討に係る報告書	既存システムにおいて、中間サーバーへ情報を引き渡すために実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
⑤	中間サーバー技術標準の検討に係る報告書	既存システムの差異を吸収するための仕組みとして中間サーバーが実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
⑥	技術標準検討報告書	情報提供ネットワークシステムを通じて行われる処理において遵守すべき技術標準の検討結果を取りまとめたもの。他の各成果物は本検討内容を踏まえることを前提とする。そのため、情報提供ネットワークシステムへ接続する全ての機関が参照すべきもの。

各報告書の位置づけ

コアシステム又は他のインターフェイスシステムへ



※ 個人番号を取り扱う業務について、情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例

情報提供等記録開示システムのユースケース等に係る調査研究

付則第6条第5項

○政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

調査研究

○マイ・ポータルで想定されるサービスの中からユースケース（10件）を選定し、ITを活用したサービスの事例調査（15件）の結果と比較し、現在抱えている問題点の洗い出しや、マイ・ポータルを実現する際の課題及び課題解決策の検討。



マイ・ポータル （基本サービスイメージ）

情報提供記録表示

○自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

自己情報表示

○行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

プッシュ型サービス

○一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

ワンストップサービス（※）

○行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）

サービス実現に向けた考え方

- 個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書による本人認証及び情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適当と考えられる。
- 表示対象となる情報提供記録を細かく絞り込むよりも、対象期間の指定等、シンプルな条件設定で利用者が情報提供記録を取得できるようにすることが考えられる。
- 情報保有機関に対して自己情報表示を要求する際には「符号」を活用することが有効と考えられる等、情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適切であると考えられる。
- 利用者が必要とする自己情報を容易に選択可能とするためには、検索機能を提供する必要があるが、その条件設定としては、①情報保有機関名、②自己情報の名称、③カテゴリー（分野）が考えられる。
- 既存の情報システムの情報配信サービスと情報提供ネットワークシステムを活用したプッシュ型サービスを併用することが適切であると考えられる。
- プッシュ型サービスのお知らせへ簡単に返答する機能を提供することは利用者の利便性の向上に有効と考えられ、またこの機能は「符号」を活用することで効率的に提供できると考えられる。
- 情報提供ネットワークシステムを活用した電子申請を設けるよりも、既存の情報システムの電子申請の活用や、既存の情報システムの電子申請において、自己情報表示機能で確認した自己情報の活用等により、利用者の利便性の向上を図ってくべきであると考えられる。

※ マイ・ポータルでは、ワンストップサービスの実現について検討されている。ワンストップサービスを実現する上で必要となる基本的な機能は、行政機関等への電子申請を行うことができる機能であるため、調査研究では、広く一般的な電子申請の仕組みについて調査、分析、検討を行った。

情報提供ネットワークシステムに関するよくある質問①

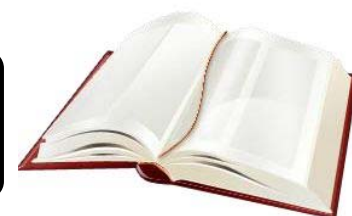
Q 1 : 情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバーに関して、具体的な仕様を早期に示してください。

A 1 : 中間サーバーについては総務省より意見招請を実施済みですので、仕様書案等は既に公開されているものと承知しております。また、情報提供ネットワークシステムの仕様についても内閣官房より意見招請を予定していますので、その際に公開されます。内閣官房からの意見招請の時期については検討中です。

なお、内閣官房が実施した社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究報告書は、地方公共団体へ公表済みで、都道府県を通じてダウンロード案内をご連絡をさせていただいています。

※意見招請は7月16日で締切、調査研究報告書のダウンロードは6月28日で終了

Q 2 : 既存システム改修、機器調達にかかる費用は国が負担してくれるのですか？



A 2 : 番号制度に対応するためのシステム整備に係る財政措置の取扱いについては、今後、財政当局と協議しながら検討していくこととしています。状況に応じて、適宜、情報提供していきたいと考えています。

情報提供ネットワークシステムに関するよくある質問②

Q3： 高齢者や自宅にパソコンがない方への対応はどのように考えていますか？

A3： いわゆる情報弱者の利用環境の整備の一環として、公的機関へインターネット端末を設置するなどの対応を検討していますが、その設置場所については利用しやすい場所であるとともに、覗き見などのプライバシーにも配慮したいと考えています。

Q4： 同一機関内での情報提供記録もマイ・ポータルで開示しなければならないのですか？



A4： 同一機関内での情報照会・提供は、情報提供ネットワークシステムを経由しないため、マイ・ポータルでは閲覧できないことになります。

現在の想定では、マイ・ポータルでは異なる機関間の情報照会・提供記録の開示を想定していますが、内部利用であっても情報照会・提供記録については、自治体内で管理されている中間サーバーに記録されることが望ましいと思われます。

今後は、同一機関内での内部利用による情報照会・提供記録の開示についても、何らかの形でマイ・ポータルで閲覧できるようにすることはあり得ます。

情報提供ネットワークシステムに関するよくある質問③

Q5： マイ・ポータルで広域でのお知らせ通知が可能ですか？

A5： 現在、マイ・ポータルについて詳細なシステム要件を検討しているところですが、マイ・ポータルによる広域のお知らせについては、①通知内容、②通知方法について検討が必要だと考えられます。

まず、通知内容については、必要に応じて広域の該当の地方公共団体の了承を得る必要がありますが、通知内容に広域の情報を含めることは問題ないと考えられます。

次に通知方法については、例えば、3つの地方公共団体からお知らせを通知する場合、対象となる者に対して、同じ内容のお知らせをそれぞれの地方公共団体から通知することで実現可能と考えられます。

一方、3つの地方公共団体の中で、代表となる1つの地方公共団体が全ての対象者に通知するとした場合、代表地区は、代表地区以外の対象者の個人番号などが確認できないので、通知できないものと考えられます。

地方公共団体における特定個人情報保護評価について

内閣官房社会保障改革担当室

特定個人情報保護評価とは①

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

特定個人情報保護評価とは

○特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。

- 具体的には、保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

情報保護評価の対象

○特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有する業務・システム

- 評価書は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムごとに作成。
- 保有する特定個人情報ファイルが紙ファイルの場合は、情報保護評価の対象外。
- 保有する特定個人情報ファイルの対象者数が1,000人未満の場合は、情報保護評価の対象外。
- 保有する特定個人情報ファイルの対象者数が1,000人以上10,000人未満の場合は、しきい値評価のみでよい。
- 詳細はP 7 参照。

特定個人情報保護評価とは ②

情報保護評価の実施時期

○特定個人情報ファイルを保有しようとする前に実施。

- 情報保護評価はシステムの開発(改修)前までに実施する必要がある。その中でも、特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前の要件定義段階で実施することが望ましい。
- 情報保護評価指針は、2014年1月～6月に設置される特定個人情報保護委員会より公表されるが、指針の公表から半年を超えない範囲でシステム開発(改修)が発生する場合は、システム開発開始後の実施も認められる。
- 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価を実施。

評価書の様式

- 2012年11月に公表した地方公共団体等向け情報保護評価指針素案(中間整理)において公表した評価書について改訂(別添1～3)。
- 来年(2014年)の初めに特定個人情報保護委員会が設立後、正式な評価書が公開される。

その他

- 全項目評価書は、第三者点検を実施する必要がある。
 - ただし、自治体で全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ。
- 本資料に記載された内容は、特定個人情報保護委員会設置後に、委員会により変更される可能性がある。

情報保護評価について地方公共団体に実施していただく事項

1. 情報保護評価の準備

- ・実施体制の検討・決定
- ・実施手続きの検討・決定
- ・情報保護評価の対象の把握
- ・実施スケジュールの検討・策定



2. 情報保護評価の実施

しきい値評価の実施

さらなる評価が必要な
場合

重点項目評価の実施

さらなる詳細な評価が
必要な場合

全項目評価の実施

3. 実施後のチェック

- ・情報保護評価書の記載内容が現実と異なっていないか確認

1. 情報保護評価の準備 ①

1-1. 実施体制の検討・決定

以下の部署の担当について検討し決定する。



(1) 情報保護評価を取りまとめる部署の検討・決定

委員会への評価書の提出や委員会からの問い合わせ窓口対応などの業務が必要となるため、情報保護評価をとりまとめる部署を設置する必要がある(番号制度のとりまとめ部署と同じでも構わない)。

(2) 情報保護評価を実際に実施する者の検討・決定

情報保護評価を実施するには、個人番号を取り扱う事務に対する知識を有する者と個人番号を取り扱うシステムに対する知識を有する者が必要である。事務の原課とシステム担当課が異なる場合は、共同で作業する体制を構築する必要がある。

1-2. 情報保護評価の対象把握

(1) 各地方公共団体で実施することになる番号を利用する事務が何か確認する。

(2) 上記事務において保有することになる特定個人情報ファイル(個人番号と紐づく個人情報ファイル)が何か確認する。

➢ 事務を行う権限を有する者が、不正アクセス等を行わない限り、個人番号を見ることができない場合は、情報保護評価の対象ファイルたる「特定個人情報ファイル」には該当しない。

(3) 上記特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのうち、情報保護評価の対象を確認する。

➢ 個人番号と紐づく情報であっても、職員の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した情報については、情報保護評価の義務付け対象外となる。

➢ 電子ファイルがその対象となり、紙ファイルについては義務付け対象外。

➢ 特定個人情報ファイルの対象人数が1,000人未満の場合は対象外。

1. 情報保護評価の準備 ②

1-3. 実施手続きの検討・決定

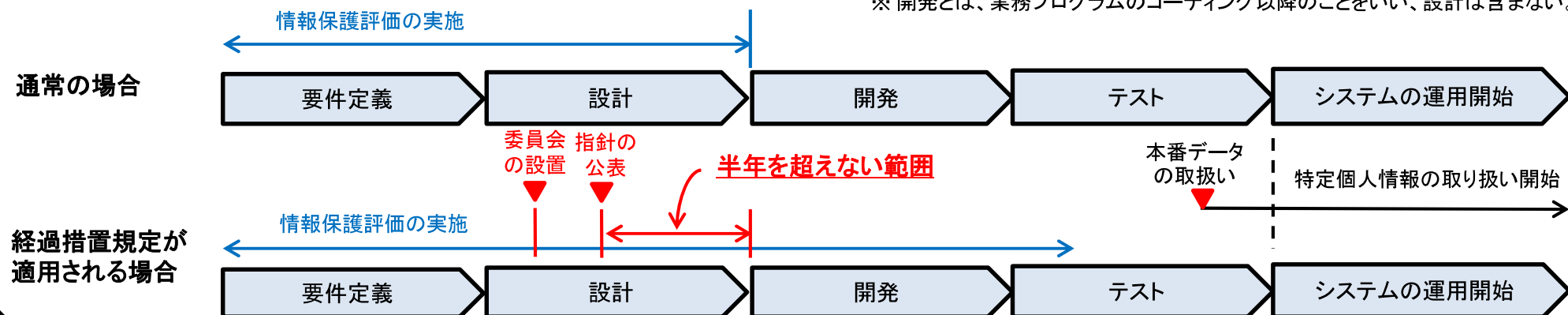
- (1) しきい値評価、重点項目評価、全項目評価の記載項目や実施すべきことを確認する。
- 内閣官房社会保障改革担当室が2012年11月に公表した情報保護評価指針素案(中間整理)や別添1～3の評価書様式の改訂案等を参照。
- (2) 評価を実施することになる特定個人情報情報を保有する業務・システムについて、それぞれ、①しきい値評価のみで足りるか、②重点項目評価を実施すべきものか、③全項目評価を実施すべきものか確認する。
- (3) 重点項目評価、全項目評価を実施すべきものについては、国民の意見聴取や第三者点検の方法を検討・決定する。
- 国民の意見聴取の方法は、パブリックコメントの手続を用いることが考えられるが、それに限定されるものではない。
 - 第三者点検の方法は、外部有識者の意見を聴取することが考えられる。

1-4. 実施スケジュールの検討・策定

情報保護評価の対象となる業務・システムにおいて、いつから特定個人情報を取り扱うことになるか、またシステムの開発をいつから行うか確認する。情報保護評価はシステム開発前まで実施する必要があるため、そのような実施スケジュールを作成する。

- ただし、特定個人情報保護委員会が設立され、情報保護評価指針が公表されてから半年を超えない範囲でシステム改修(開発)※が発生する場合は、システム開発開始後の情報保護評価の実施も認められる。その場合、情報保護評価の結果を、必ずしも設計に反映する必要はなく、運用面に反映するなどの方法が認められる。

※ 開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいい、設計は含まない。



2. 情報保護評価の実施 ①

2-1. しきい値評価の実施

(1) 前記1-1(2)で決定した実施者がしきい値評価書の設問に回答する。

➤ 正式なしきい値評価書は、特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は別添1の評価書様式の改定案を参照。

(2) しきい値評価の結果、①しきい値評価のみで足りるもの、②重点項目評価を実施すべきもの、③全項目評価を実施すべきものに分類される(P7を参照)。

(3) しきい値評価のみで足りる特定個人情報ファイルについては、しきい値評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。

➤ しきい値評価を委員会に提出するのは、前記1-1で決定した実施者であっても、とりまとめ部署であってもどちらでもよい。

➤ しきい値評価については、国民の意見聴取や第三者による点検は必要ない。(ただし、地方公共団体の判断により、とりまとめ組織や第三者による点検を妨げるものではない)。

(1) 対象人数が千人未満の場合

→ 情報保護評価の対象外

(2) 対象人数が千人以上1万人未満の場合

→ しきい値評価のみでよい。

(3) 対象人数が1万人以上10万人未満の場合

→ 基本的には、しきい値評価書のみでよい。

(特にリスクの高いファイルのみ重点項目評価を実施。)

(4) 対象人数が10万人以上30万人未満の場合

→ 基本的には、重点項目評価を実施。

(特にリスクの高いファイルのみ全項目評価を実施。)

(5) 対象人数が30万人以上の場合

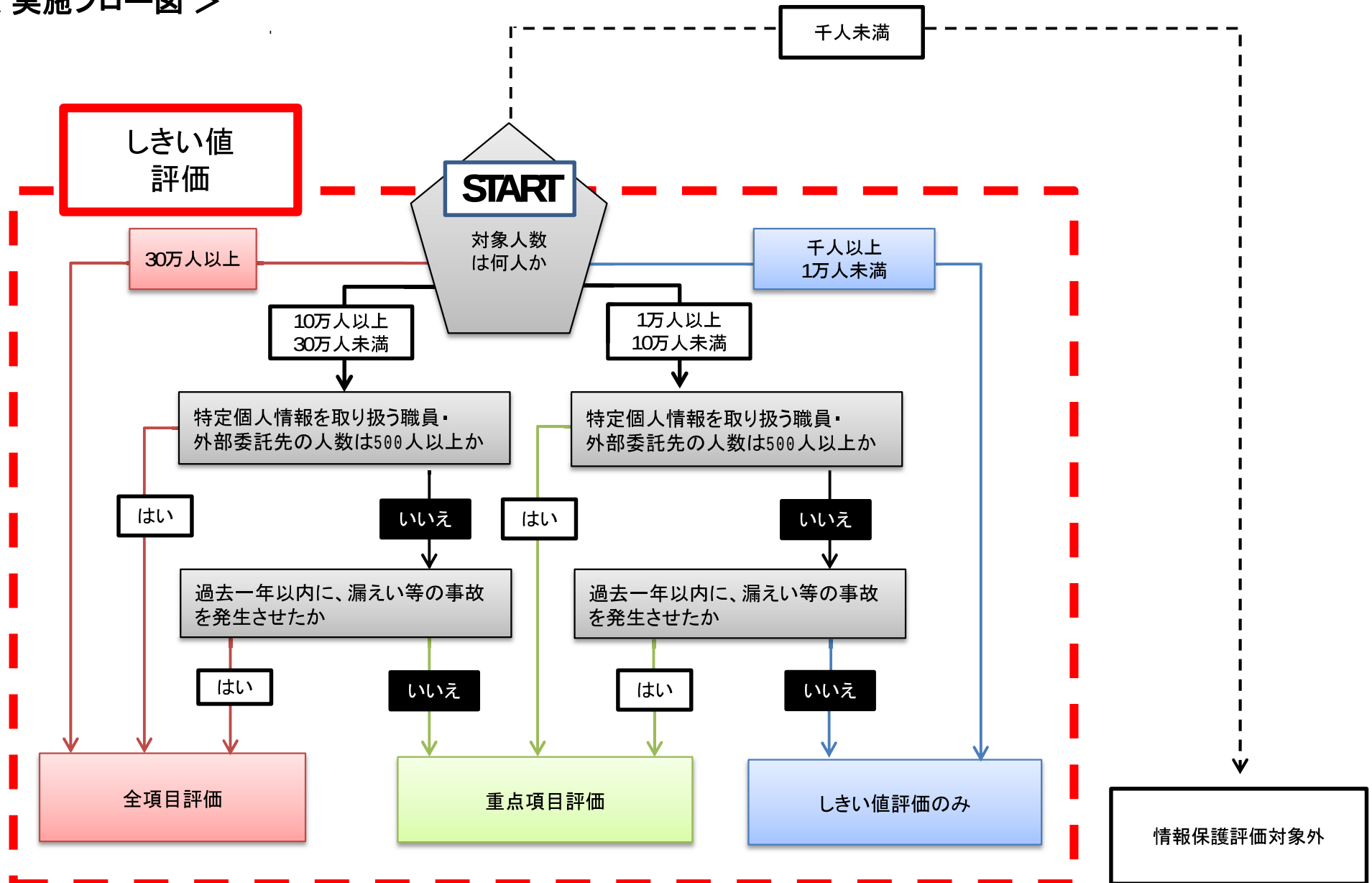
→ 全て全項目評価を実施。

⇒ 全項目評価書を記載することになる可能性があるのは、10万人以上の特定個人情報ファイルを保有している業務システム。



2. 情報保護評価の実施②

< 実施フロー図 >



2. 情報保護評価の実施 ③

2-2. 重点項目評価の実施

(1) 前記1-1(2)で決定した実施者が、重点項目評価書の記載項目に記載する。

➤ 正式な重点項目評価書は特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は、別添2の評価書様式の改訂案を参照。

(2) 地方公共団体の判断により、重点項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で当該評価書の見直しを行うことも可能。

➤ さらに第三者点検を地方公共団体の判断により実施することも可能。

(3) しきい値評価書、重点項目評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。

➤ なお、しきい値評価の結果重点項目評価を実施すべきとされたものについても、地方公共団体の判断により、全項目評価を実施することは可能である。

2-3. 全項目評価の実施

(1) 前記1-1で決定した実施者が全項目評価書の記載項目に記載する。

➤ 正式な全項目評価書は特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は、別添3の評価書様式の改訂案を参照。

(2) 全項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で当該評価書の見直しを行わなければならない。

➤ 前記1-1で決定した実施者又はとりまとめ部署にて国民の意見を求めることが考えられる。

(3) 全ての全項目評価書について、第三者点検を行わなければならない。

➤ 第三者点検の方法は、外部有識者の意見を聴取することが考えられる。

(4) しきい値評価書、全項目評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。



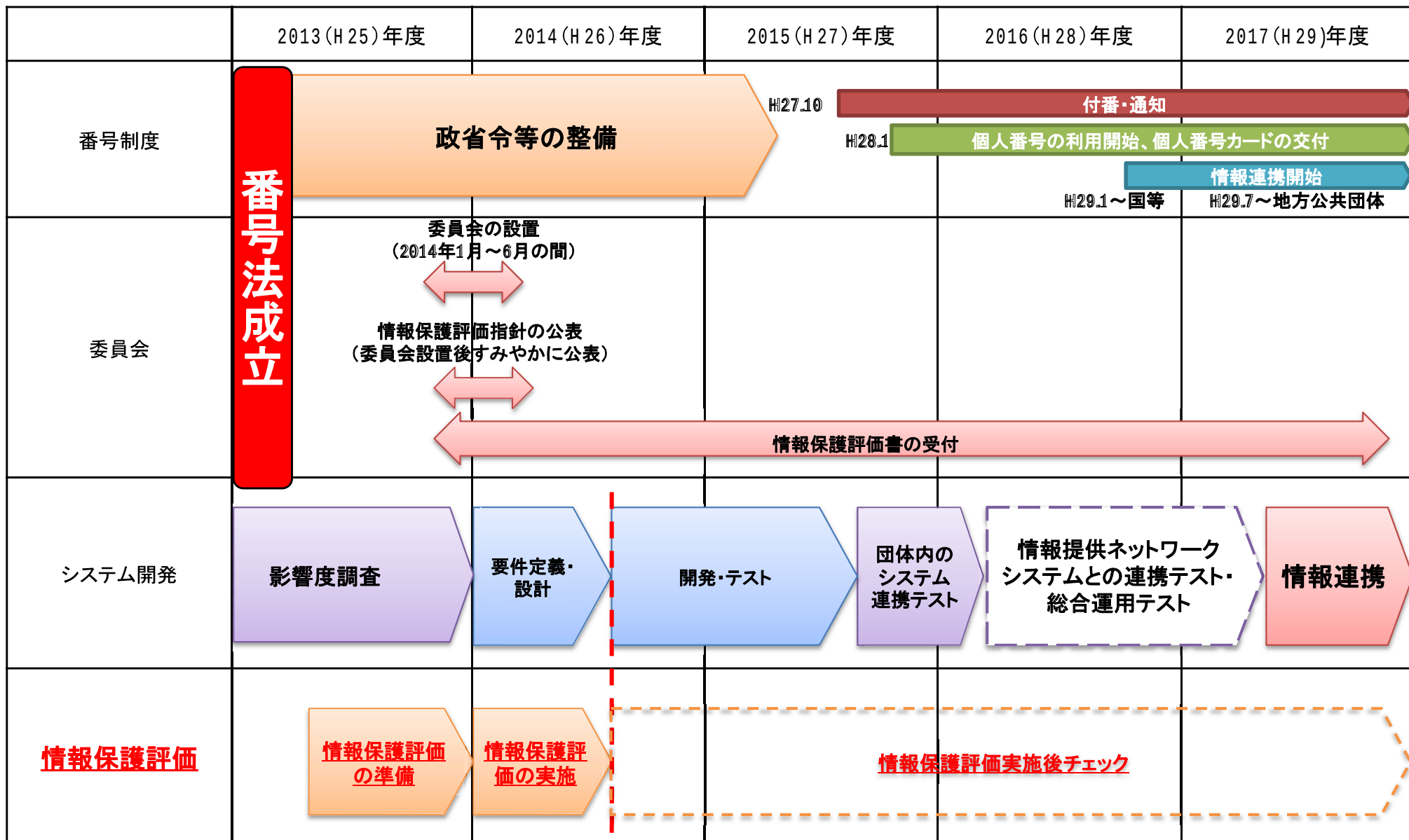
3. 情報保護評価実施後チェック

情報保護評価書の記載内容が現実と異なっていないかを確認

- ・情報保護評価書に記載した業務・システムについても、特定個人情報の取扱いが変更になった場合は、情報保護評価を再度実施する必要がある。
 - システム開発段階における仕様変更やシステム運用段階における運用方法の変更が行われた場合は、評価書の記載を変更する必要がある場合があるので特に注意する。
 - 情報保護評価を再度実施した場合は、再度委員会への提出を要する。

情報保護評価に係る今後のスケジュール

※ 2014(H26)年度中にシステム開発を実施する場合の例



情報保護評価に関してよくある質問 ①

Q1: 特定個人情報保護評価とは何ですか。

A1: 特定個人情報保護評価(以下、「情報保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする機関に原則義務付けられる事前評価の仕組みです。

情報保護評価において、特定個人情報ファイルを保有する機関は、特定個人情報ファイルを保有する前に、保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表することで、特定個人情報を安全に取り扱うことを公に宣言します。

各機関は、情報保護評価の実施を通じて、特定個人情報ファイルに係るプライバシー等に配慮した具体的な検討・評価を経た取扱いを構築することができます。

Q2: 情報保護評価を実施するために、具体的には何をすればよいのですか。

A2: 情報保護評価を実施するに当たっての主要作業は、評価書の作成です。保有する特定個人情報ファイルによって、しきい値評価書のみの作成でよいのか、重点項目評価書又は全項目評価書を作成する必要があるのか、分かれることになります。

また、情報保護評価を実施するに当たって、評価書の作成以外に、①評価書の公表、②国民の意見聴取、③第三者点検の実施が必要となります(②③が義務付けられるのは、原則として全項目評価書のみ)。

Q3: 情報保護評価に関する指針はいつ公表されるのでしょうか。

A3: 情報保護評価に関する指針については、指針素案の中間整理が内閣官房より2012年11月に公表されておりますが、2013年秋を目途に、指針素案とりまとめをお示しする予定です。なお、素案ではない正式な指針は、番号法上、特定個人情報保護委員会(以下、「委員会」という。)が定めるものとされているため、委員会が設立された後に出来るだけ早いタイミングで公表する予定です。

なお、委員会は来年1月から6月までの間に設立される予定です。

情報保護評価に関してよくある質問 ②

Q4: 情報保護評価書は、どのような単位で作成したらよいですか。

A4: 情報保護評価書は、業務・システムごとに作成します。基本的には、別表第一に記載されている事務ごとに作成してください。ただし、その単位だとシステムが多数になるなど評価書の記載が困難な場合は、別表第一の事務を分割又は統合した一つの事務として作成することができます。

Q5: 特定個人情報ファイルはどのような単位で記載したらよいですか。

A5: 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルであり、個人情報ファイルとは、一定の事務の目的によって、別々のファイルとして分けられる個人情報の集合物と考えられ、個人情報ファイルの単位は、各機関の合理的裁量に委ねられています。

したがって、各機関の裁量によって、業務の目的に応じたファイルを定める必要があります。もっとも、ファイルの単位が大きすぎるとファイルの利用目的が抽象的になり妥当ではなくなる一方、小さすぎると体系的に構成される情報の範囲が不明瞭になるため、合理的な範囲で特定個人情報ファイルを定めていただく必要があります。

詳細は、様式1～3の評価書様式の改訂案(全項目評価書)をご確認ください。

Q6: 委員会の承認や諮問機関の諮問を受ける必要がありますか。

A6: 地方公共団体及び地方独立行政法人については、情報保護評価の実施にあたって委員会の承認を受ける必要はありません。また、諮問機関の諮問についても必ずしも必要というわけではありません。

ただし、当該地方公共団体において全項目評価の厳格な実施を担保するため、それらの機関が全項目評価書を記載するにあたっては第三者点検(外部有識者の意見を聴取することなど)が必要となります。

情報保護評価に関してよくある質問 ③

Q7: しきい値評価の「特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先の人数」の考え方を教えてください。

A7: 特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先の人数とは、職員と特定個人情報を取り扱う業務の委託先における、特定個人情報にアクセスすることが可能な人の数のことです。

Q8: しきい値評価の「対象人数」の考え方を教えてください。

A8: 特定個人情報の対象人数とは、情報保護評価を実施する業務・システムにおいて保有する特定個人情報ファイルのうち、最も対象人数の多い特定個人情報ファイルの対象人数(延べ人数ではなく、個人の数)になります。

Q9: 紙ファイルも特定個人情報ファイルとして、情報保護評価を実施する必要がありますか。

A9: 紙ファイルも特定個人情報ファイルになり得ますが、情報保護評価の対象からは除外します。紙ファイルは、大量処理・高速処理、結合の容易性・検索の容易性等の点で、電子ファイルと異なり、リスクが低いと考えられるためです。

Q10: 評価書の数字はいつ時点の数字を記入したらよいですか。

A10: 記載時点で確認できる最新の数字を記入してください。

情報保護評価に関してよくある質問 ④

Q11: 評価書の公表はどのように実施すればよいでしょうか。

A11: 委員会が各機関から提出を受けて、各機関を代行して、委員会のホームページで公表する予定です。現在、情報保護評価書の受付及び公表に係るシステムの開発を検討しており、システムが完成したら、各機関は当該システムを通して評価書を委員会に提出していただくことになります。ただし、当該システムは2014年末から2015年初頭頃に完成予定なので、それまでは、委員会に提出の上、各機関にて公表していただく予定です。

Q12: システム改修の際に、情報保護評価を再実施しなくてはならない場合はどのような場合でしょうか。

A12: 評価書に記載する内容が変更となるような改修があった場合に実施していただく必要があります。例えば、特定個人情報ファイルの委託事項や提供先が増える場合や、特定個人情報ファイルの対象者数や記録項目が増えるような場合などです。

Q13: 中間サーバーなど国が調達するシステムについて、システム開発は国がすることになると考えられるが、そのようなシステムについての情報保護評価の実施主体は誰になるのでしょうか。

A13: 各自治体で共通する記載箇所は国で記載した上で、自治体ごとに異なる箇所は各自治体で記載していただく予定です。詳細は追ってお示いたします。

情報保護評価に関してよくある質問 ④

Q14: 普段は個人番号を保有していないが、突発的に個人番号の収集を行うような業務については、情報保護評価を事前に実施する必要があるとしたら、事務が停滞する恐れがあります。このような場合はどうしたらよいですか。

A14: 特定個人情報ファイルを保有することが予想される場合については、原則として、あらかじめ情報保護評価を実施することが必要となります。ただし、ご質問のような場合は、現在の評価書様式改訂案(全項目評価書)のすべての項目を記載できないことも考えられますので、このような場合にどのように事前に情報保護評価を実施するかは、追ってお示しいたします。

また、特定個人情報ファイルを保有することが通常は予想されないものの、緊急の必要があり突如特定個人情報ファイルを保有する必要が生じるような場合もありえると考えています。その場合の対応方法についても、追ってお示しいたします。

情報保護評価書(しきい値評価書)(案)

- ・本しきい値評価書案は現時点の平成25年8月時点での評価書様式案です。
- ・記載例を記入していますが、架空の市における住宅管理システムを想定した記載例であり、実際に各地方公共団体に実施されている住宅管理事務・システムとは異なる場合があります。
- ・また、本評価書様式案は、今後、特定個人情報保護委員会による委員会規則及び指針により改訂される可能性がありますので、現時点における参考である旨、ご注意ください。

評価書名

番号市 住宅管理システム しきい値評価書

システム名や業務名などを用いて、何に関する評価書か分かるような評価書の名称を付して記載してください。

提出者

番号市住宅部住宅管理課

特定個人情報ファイルを保有し、当該特定個人情報ファイルを利用する事務を所掌しこれに関する責任を有する機関の名称(課室レベルまで)を記載してください。

提出日

平成 26 年 ○ 月 ○ 日

本評価書を特定個人情報保護委員会に提出した日を記載してください。(提出する直前に記載してください。)

個人番号

利用する法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一 第19号及び第35号

情報提供ネットワークシステム

利用の有無

☒ 利用する

☐ 利用しない

利用する法令上の根拠

番号法第19条第7号 別表第二 第31号・第54号及び〇〇省令第〇条第〇項

I 基本情報

1. 個人番号を取り扱う業務	
①業務の名称	公営住宅・改良住宅の管理
②業務の概要	番号市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。 公営住宅法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、高額所得者の認定と退去勧告を併せて実施する。具体的には ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④その他 ・住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出 ・出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ・家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用する
2. 個人番号を取り扱うシステム	
システムの名称	住宅管理システム
3. 特定個人情報ファイル	
ファイルの名称	・入居者情報ファイル

業務の内容を表す簡潔な名称を記載してください。

業務の概要について、2～3行で簡潔に記載してください。
それから、続けて番号を利用して実施する業務を具体的に記載してください。

複数のファイルがあれば、複数のファイル名を記載してください。
ファイルに特段の名称を付していなければ、業務上の利用目的でまとめた論理的な集合の名称を記載してください。

II 質問票

1. 対象人数	
対象人数は何人か	☐ 1,000人以上10,000人未満 ☒ 10,000人以上100,000人未満 ☐ 100,000人以上300,000人未満 ☐ 300,000人以上
2. 取扱者	
特定個人情報ファイルを取り扱う職員・外部委託先の人数は500人以上か	☐ 500人以上 ☒ 500人未満
3. 漏えい等の事故	
過去1年以内に、個人情報または特定個人情報の漏えい等に関する事故を発生させたか	☒ 発生あり ☐ 発生なし

取り扱うことになる特定個人情報ファイルのうち、最も対象者数が多いファイルの対象人数を選んでください。

＜質問趣旨＞
一定以上の情報を取り扱う場合、不正利用・不正提供の誘因ともなり得、プライバシー等に対するリスクが高いと考えられるため(事前対応を行う目的、国民の信頼を獲得する目的に対応するもの)。

取り扱う特定個人情報ファイルのうち、最も多くの者が特定個人情報を取り扱うファイルの取扱い人数を選んでください。

＜質問趣旨＞
少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考えられるため、必要性が高いと判断したもの(事前対応を行う目的に対応するもの)。

過去一年以内に、本評価書に記載の業務・システムにおいて個人情報又は特定個人情報の漏えい等に関する事故を発生させたかどうか選択してください。

＜質問趣旨＞
漏えい等に関する事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと考えられるため、必要性が高いと判断したもの(国民の信頼を獲得する目的に対応するもの)。

III 本評価書における関連情報

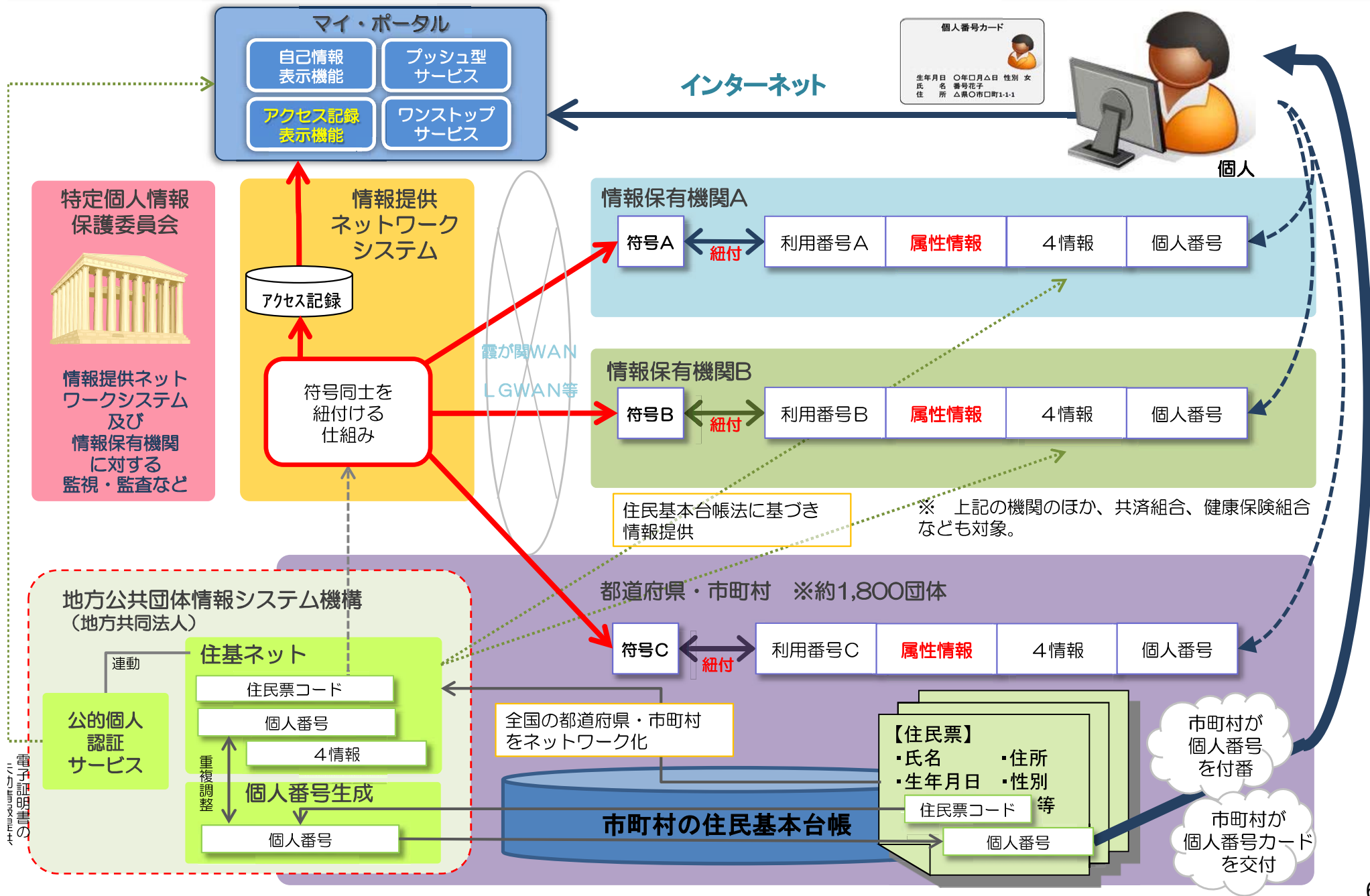
1. 情報保護評価実施組織の名称	
①組織名(作成日現在)	番号市情報政策課
②所属長名(作成日現在)	情報政策課長 難波舞
2. 実施期間等	
①しきい値評価書作成日	平成26年2月3日
②しきい値判断結果	☐ 全項目評価の対象 ☒ 重点項目評価の対象 ☐ 全項目評価、重点項目評価の対象外

IIの質問の回答によって、「全項目評価の対象」「重点項目評価の対象」「全項目評価、重点項目評価の対象外」に分類されるため、分類される項目を選択してください。
「全項目評価、重点項目評価の対象外」の場合は、しきい値評価を実施するだけで情報保護評価は終了となります。(任意で、全項目評価、重点項目評価を実施してもよい。)

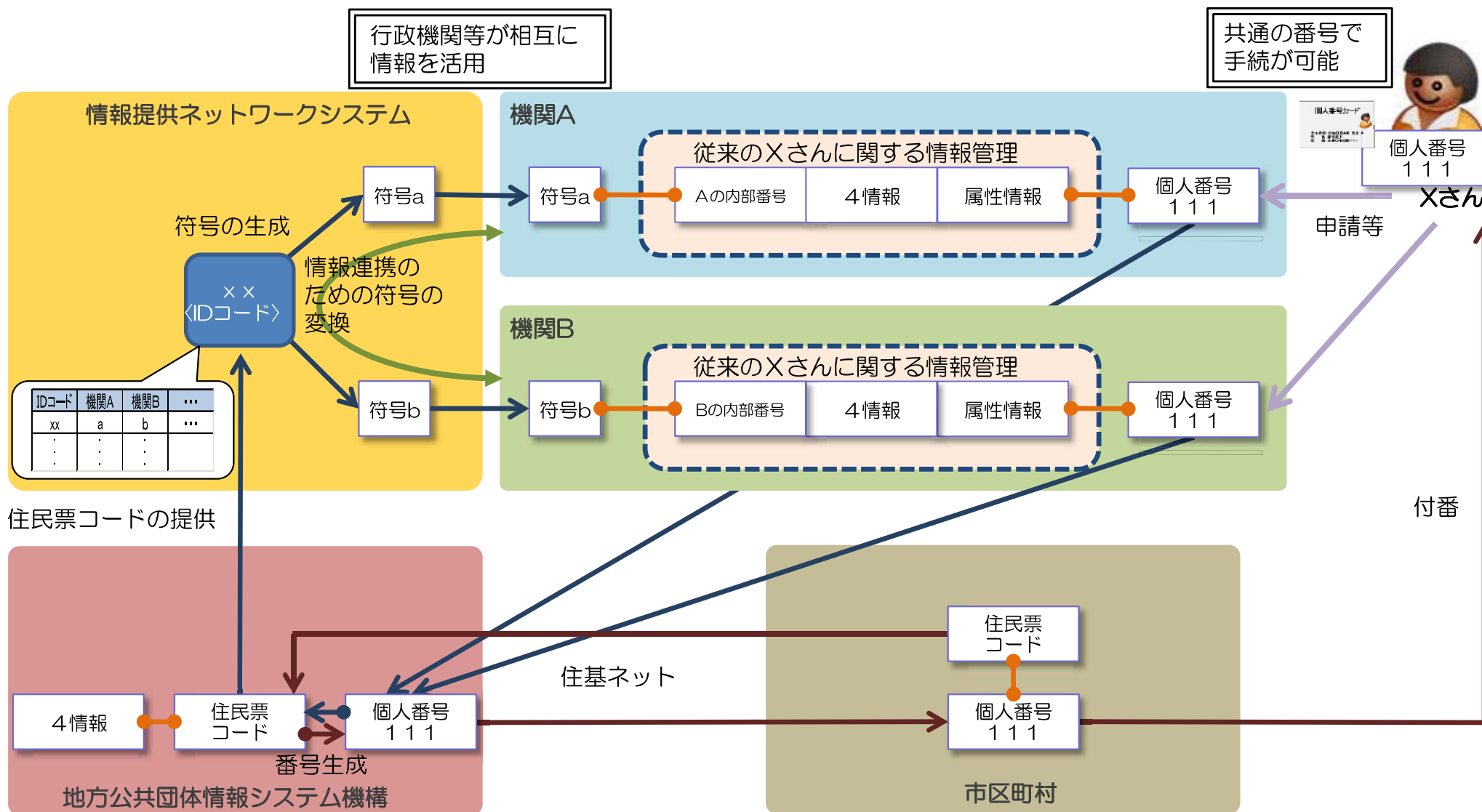
社会保障・税番号制度と住基ネット等について

総務省自治行政局住民制度課

社会保障・税番号制度のイメージ



番号制度(付番・符号生成・情報連携)のイメージ

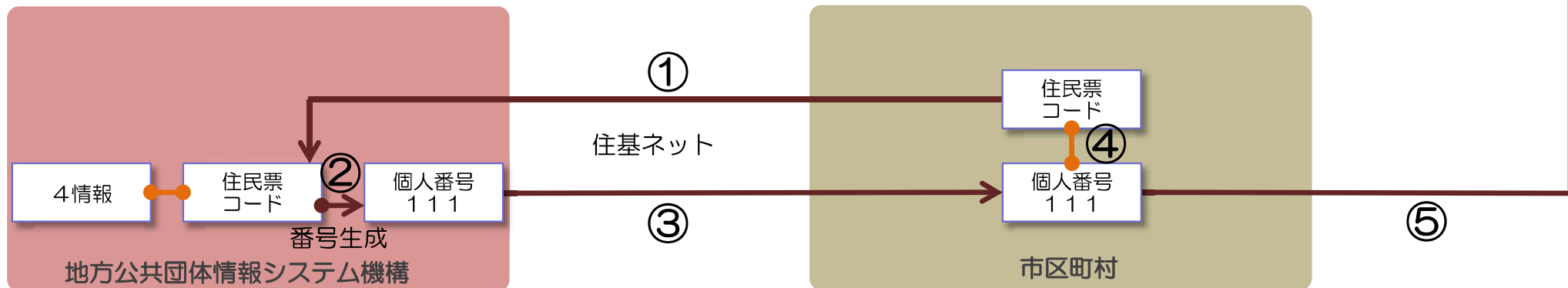


- 1.付番:市町村長の求めを受け機構が番号を生成し、市町村長が付番() —
- 2.符号生成:各機関は情報連携のため、符号を取得(情報提供ネットワークシステムが符号を生成)() —
- 3.情報連携:各機関は情報提供ネットワークシステムを通じて符号により情報連携() —

付番のイメージ



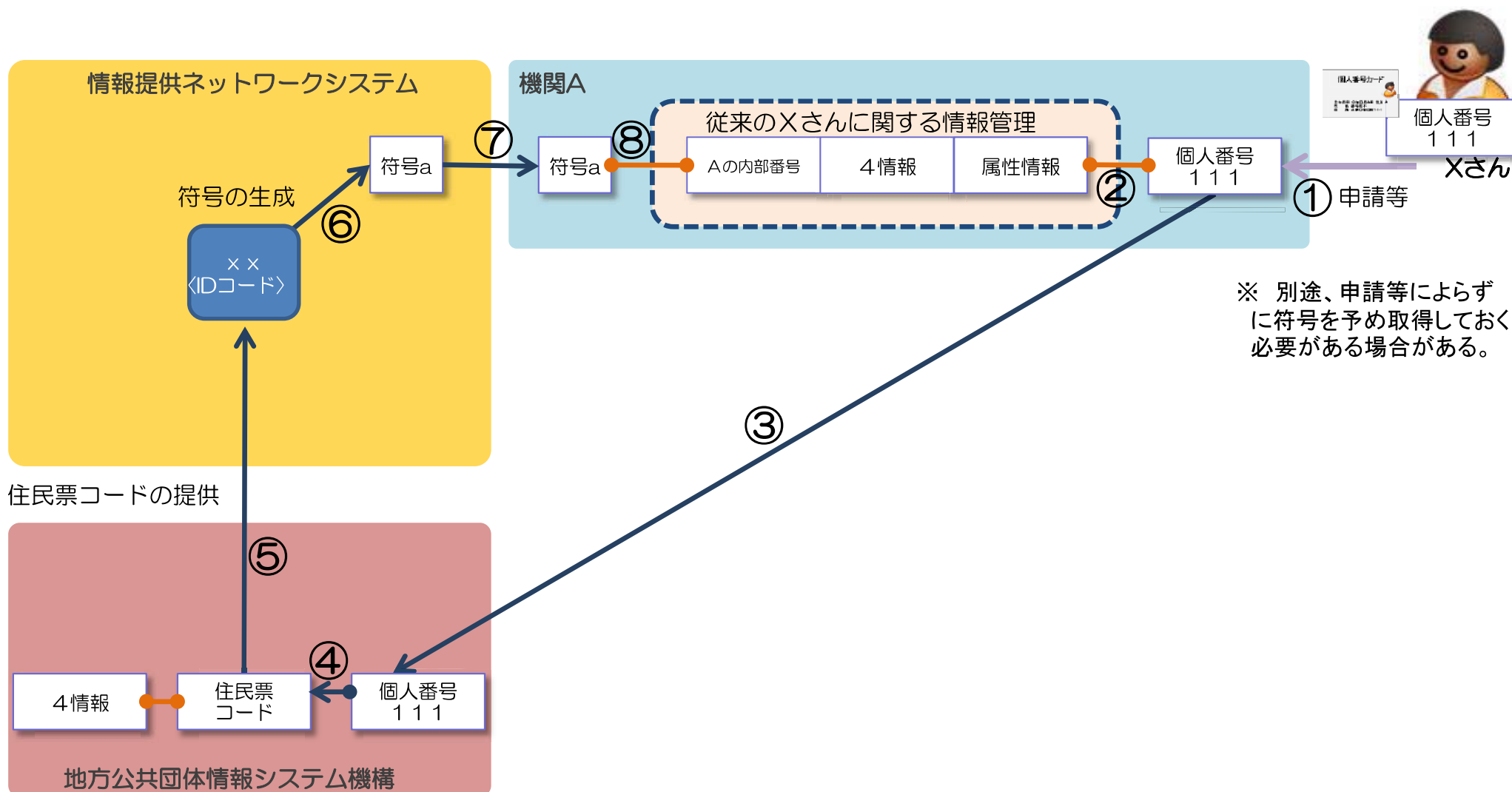
住民票コードの提供



【例】出生の場合（制度導入時の初期一斉付番の場合は②から⑤）

- ①市区町村は、Xさんに住民票コードを付番し、それを機構へ送付し、Xさんの個人番号の取得を要求
- ②機構は住民票コードから個人番号を生成
- ③機構は生成した個人番号を市区町村へ送付
- ④市区町村内で、個人番号と住民票コードを紐付け
- ⑤市区町村は、個人番号をXさんに通知（通知カードの送付）

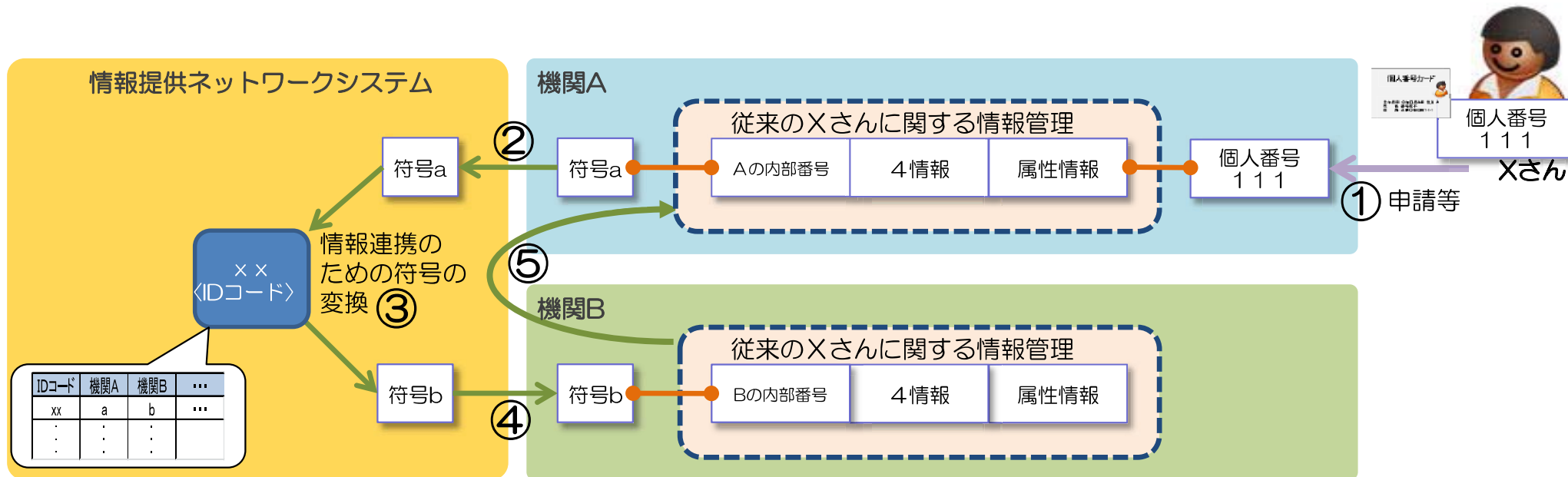
符号生成のイメージ



- ① Xさんが機関Aに申請等（機関AがXさんの個人番号を取得）
- ② 機関Aは、個人番号とXさんの情報を紐付けし、システムに保存
- ③ 機関Aが機構に個人番号を送付し、符号の取得を要求
- ④ 機構は、個人番号を住民票コードに変換
- ⑤ 機構は、住民票コードを情報提供ネットワークシステムに送付し、符号の生成を要求

- ⑥ 情報提供ネットワークシステムは、住民票コードからIDコード××を生成し、さらにIDコード××から機関A用の符号aを生成（IDコード××の生成後、住民票コードは削除）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムは、符号aを機関Aに送付
- ⑧ 機関Aは、符号aとXさんの情報を紐付け、システムに保存

情報連携のイメージ



- ① Xさんが機関Aに申請等
- ② 機関Aは、情報提供ネットワークシステムにXさんの符号aと共に、機関Bが持っている〇〇の情報がほしい旨を送付
- ③ 情報提供ネットワークシステムは、符号aを符号bに変換
- ④ 機関Aからの照会内容が、符号bと共に機関Bへ
- ⑤ 機関Bは、Xさんの〇〇の情報を機関Aに送付

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第1章】

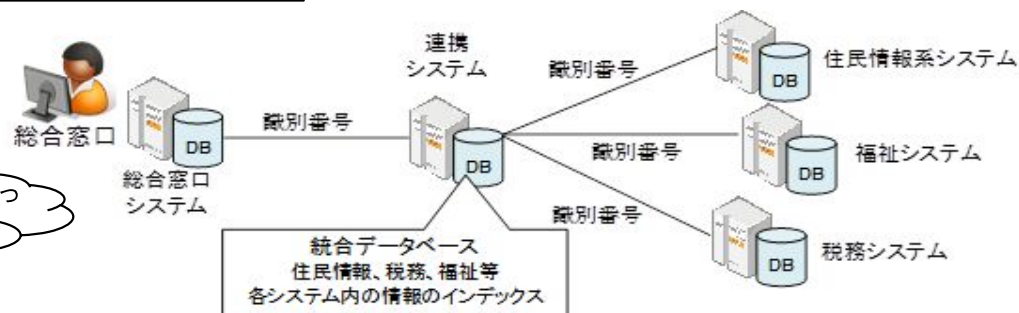
第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

- 番号制度の導入により、次のような先進的な取組が、他の地方公共団体でも容易に取組が可能に。

住民情報を庁内横断的に共有している団体

- 総合窓口サービスの取組(福岡県粕屋町)
- 福祉保健総合相談室(神奈川県藤沢市)

福岡県粕屋町の事例



住民情報を時系列で共有している団体

- Web健康手帳(岩手県遠野市)
- 生活習慣病予防(滋賀県長浜市)

医療情報の保護と利活用については、別途検討が必要

住民情報を地理空間的に共有している団体

- 被災者台帳(兵庫県西宮市)
- 統合型GIS(千葉県浦安市)



- 番号制度の導入により、これらの事例は次のようにさらなる発展が可能に。

個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

(再転入者等の継続的な状況把握、より効率的な名寄せ、他市町村の住民への展開等)



地方公共団体は、番号法別表第一の事務と番号法第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号の利用が可能に。

他団体等との情報連携によるサービスの向上

(単独事業を含めたさらなる添付書類の削減、さらなる手続ワンストップ、調査の効率化等)



地方公共団体は、番号法別表第二の事務、もしくは特定個人情報保護委員会規則に制定されたものについて、他団体との情報連携が可能に。

個人番号カードを活用したより確実な本人確認

(より正確かつ円滑な本人確認、電子申請の利用増加、個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上等)

プッシュ型のお知らせ(マイ・ポータルとの連携)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章①】

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

← 番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

（ポイント）

（改修時期）

平成26・27年度

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

各地方公共団体において
来年度当初予算計上が不可欠

個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

地方税システム（第2節）

（ポイント）

（改修時期）

平成26・27年度

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による
検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

⑤ 個人情報保護（地方税法上の守秘義務との関係）

各地方公共団体における
改修の程度にかんがみ、
必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム（第3節）

（ポイント）

国が一括で開発し、管理する。

（設置時期）

平成27年度以降

中間サーバー（第3節）

（ポイント）

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

（ハードウェア導入時期）

平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

団体内統合宛名システム等（第4節）

（ポイント）

（改修時期）

平成26・27年度

① 宛名番号付番機能

② 宛名情報等管理機能

③ 中間サーバー連携機能

④ 既存システム連携機能

各地方公共団体における
改修の程度にかんがみ、
必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

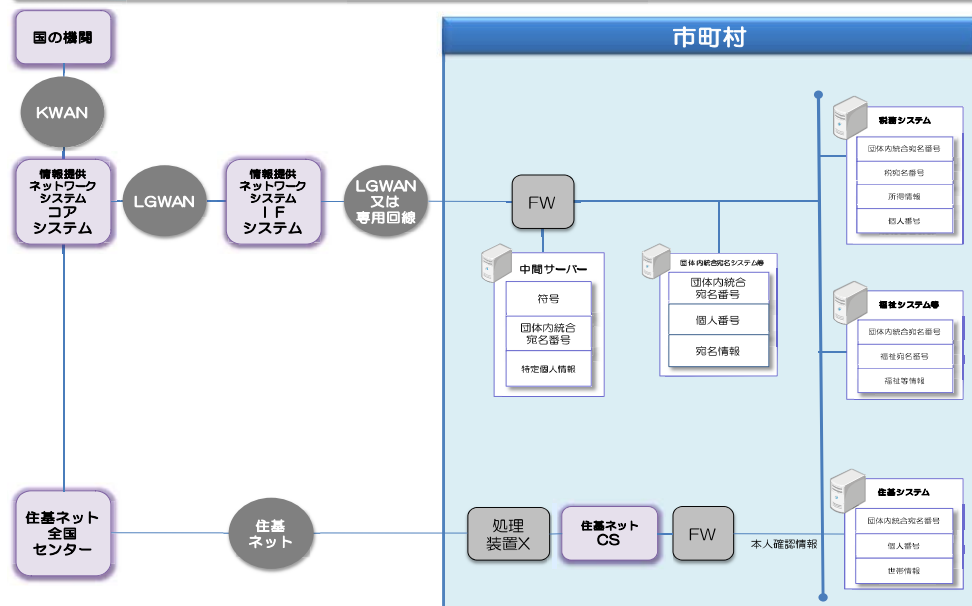
（その他の改修が必要となるシステム）

- 住民向けの社会保障関係システム
- 職員向けの人事・給与システム等

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章②】

モデルとしたシステム構成

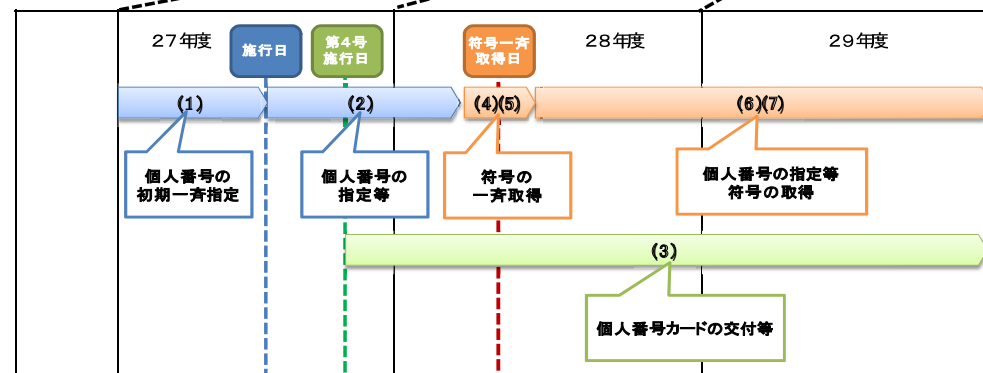
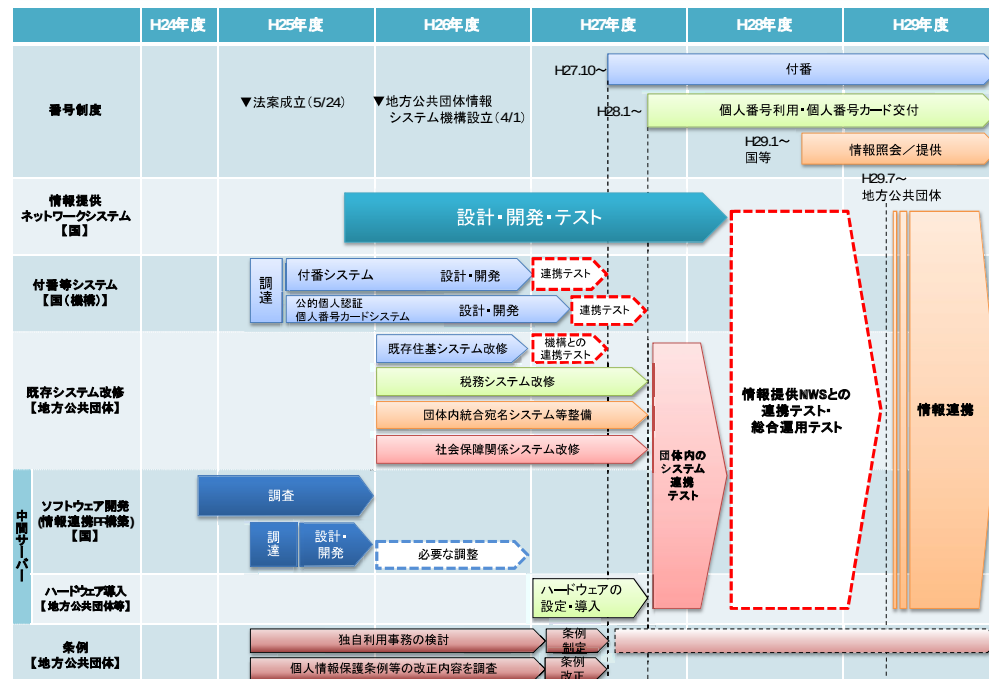
モデルとしたシステム構成



※上図は一例であり、IFシステム、中間サーバー及び既存業務システムにおけるクラウド環境の利用や、基幹系LAN及び情報系LANの形態等によって、様々な構成が想定される。

想定スケジュール

社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール



平成25年5月	番号制度関連法成立
平成26年4月	地方公共団体情報システム機構設立
平成27年10月	個人番号の付番及び通知開始
平成28年1月	個人番号利用開始・個人番号カード交付開始
平成29年1月	情報連携(国等)開始
平成29年7月	情報連携(地方公共団体)開始

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節①>

(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

① 個人番号の指定等

①-1 個人番号の指定

- ・番号法附則第3条の施行日に、個人番号を一斉に指定。
- ・施行日以後に出生する者等に対して個人番号を指定。

①-2 個人番号を住民票に記載

- ・住民票に記載した個人番号に係る者の基本4情報と個人番号をひも付け。
- ・特別の請求があった場合に、個人番号付きの住民票の写しを交付。

①-3 住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

- ・本人確認情報に個人番号が追加されることから、既存住基システムからCSへ個人番号を含めた本人確認情報を送信。

①-4 個人番号の通知

- ・市町村長が個人番号を指定した場合に、当該者に通知。
- ・個人番号の通知は、通知カードを送付することにより行う。

①-5 個人番号変更への対応

- ・個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合、その者の請求又は職権により個人番号の変更が可能。

② 個人番号カードの交付

- ・個人番号がその者に係るものであることを示し、その個人番号を提示する者が確実に本人であることを証明する手段として、本人確認を行った上で交付。

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

- ・社会保障給付の資格要件等の確認に必要な世帯情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供。

③-1 世帯情報の提供方法

- ・住基ネットにより、同一住所の者を検索して、同一世帯の可能性のある者を抽出。
- ・住基ネットにより、抽出したすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることで確認。

③-2 中間サーバーに保有すべき世帯情報

- ・世帯情報を情報提供ネットワークシステムを通じ提供するには、中間サーバーに符号に対応する世帯番号、続柄コード、更新日の保有が必要。
- ・世帯番号については、中間サーバーにおいては、世帯番号の全国的な重複調整等の必要性は特段ないことから、各市町村が独自に付番した世帯番号をそのまま中間サーバーで保有すればよいものと考えられる。
- ・続柄コードについては、「住民基本台帳ネットワークシステムシステム構築手引書」の中で統一的な付番方法を提示しており、当該続柄コードを中間サーバーに保有することが適当であると考えられる。

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節②>

② 住民基本台帳システム改修のポイント

① 個人番号とすべき番号の取得

①-1 個人番号とすべき番号の取得要求

・住基ネットに対し個人番号とすべき番号の生成を求める機能が必要。

①-2 個人番号とすべき番号の受領と保存

・機構から個人番号とすべき番号が送信された場合に、これを受領し、保存する機能及びデータベースに個人番号を保存する領域の確保が必要。

①-3 個人番号の変更

・個人番号の変更に対応するため、個人番号の履歴管理機能の追加が必要。
・個人番号が既に指定されている者に対しても、番号生成の要求を可能とすることが必要。

② 住民票への個人番号の記載

②-1 住民票の様式変更

・住民票に個人番号の記載欄を設けるよう、様式の変更が必要。

②-2 個人番号付きの住民票の写しの交付

・個人番号付きの住民票の写しを交付するか、個人番号を省略した住民票の写しを交付するか、選択できるようにする機能が必要。

③ 各種業務処理への個人番号の追加

③-1 異動情報への個人番号の追加

・転出入などの異動処理において、異動情報(例えば転出証明書)への個人番号の追加が必要。

③-2 住基ネットの情報に個人番号を追加

・本人確認情報に個人番号が追加されることに伴い、住基ネットへ送信する情報に個人番号を追加するとともに、住基ネットから送信される個人番号を含んだ情報を受信し、住民基本台帳システムへ取り込む機能が必要。

③-3 各種業務処理画面に個人番号を追加

・各種業務処理画面にて、個人番号の表示及び入力の機能が必要。

④ 個人番号の通知(通知カードの送付)、個人番号カードの交付に係る対応

④-1 通知カードの送付先の情報を機構へ送信

・通知カードの送付先として、世帯情報等を機構に送信する機能が必要。

④-2 個人番号カードの交付に係る対応

・個人番号カードを取得した者の情報を管理するため、個人番号カードの取得状況に関する情報を、必要に応じてデータベースに追加することが考えられる。

⑤ 情報連携への対応

⑤-1 符号取得要求機能の追加

・市町村においては、符号取得の要求を住基ネットを通じて機構に送信することとなるため、住基ネットCSに対し、符号取得の要求を送信する機能が必要。

⑤-2 世帯情報の提供に係る対応

・情報連携のため、各住民の世帯番号と続柄コードを、その住民の宛名番号と併せて中間サーバーへ送信する機能が必要。この際、中間サーバーへ格納するためのデータ形式が、住民基本台帳システムに保存された情報のデータ形式と異なる場合は、変換が必要。

⑥ 個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の対応

・個人番号の初期一斉指定において、施行日前に準備行為として、受領・保存した個人番号とすべき番号を、施行日までは住民票の写し等、通常業務の情報に反映されないような措置が必要。
・履歴管理について、施行日時点で個人番号が追加される処理が行われたこととなるよう対応が必要。

⑦ その他

・住民基本台帳システムを改修する際、市町村の判断により、必要に応じて以下の対応を検討することが考えられる。

⑦-1 データベースの増強

⑦-2 住基ネットCSとのオンライン接続、回線帯域の増強

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節①>

業務・システムへの影響と対応の方向性

1. 番号を用いた地方税データの管理

(1) 個人番号、法人番号の取得

【影響】 申告書等に記載された個人番号・法人番号と税情報をひも付けて管理することが必要となる。

【対応の方向性】 宛名システムにおいて宛名番号と個人番号をひも付けることにより、課税管理システムについては個人番号を保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されと考えられる。

【影響】 制度導入時に保有している税情報と個人番号・法人番号のひも付け(初期突合)が必要となる場合がある。

【対応の方向性】 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供が必要となる者(市町村の住民等)については、初期突合を行うことが必要となる。市町村の住登外者や都道府県の住民は費用対効果を検証して対応を検討。

【影響】 制度導入後に個人番号の告知を受ける際に本人確認、番号の真正性の確認が必要となる。

【対応の方向性】 個人番号カード又は通知カードと通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するもの(運転免許証、旅券等)で確認。確認できない場合は、宛名システムに個人番号及び基本4情報を確認し、真正性を確認。それでも確認出来ない場合は、既存住基システム又は住基ネットに照会することが可能。

(2) 業務効率化のための個人番号・法人番号の活用

【影響】 地方税の賦課徴収事務において、個人番号・法人番号を活用することにより各課税資料の名寄せの効率化などの効果を期待。そのため、検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどが個人番号・法人番号を利用した業務を行えるようにすることが必要。

【対応の方向性】 地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者(控除対象配偶者、扶養親族等を想定)の個人番号等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。ただし、個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則個人番号は記載しないことが考えられる。

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節②>

2. 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(1) 情報提供ネットワークシステムへの接続

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応できるようにすることが必要。

【対応の方向性】

a) 情報の提供

- 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報については、中間サーバーに保存することとなる。具体的に保存する情報の内容は番号法の主務省令を踏まえる必要があるが、現時点の方向性は以下のとおり。
 - ✓ 中間サーバーのデータベースに保存される情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等を予定。
 - ✓ データ項目「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、内閣官房の調査研究で示されたデータレイアウトを踏まえて引き続き検討を行う必要がある。
 - ✓ 個人住民税の情報については、年1回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に1回以上はメンテナンスのため更新することが考えられる。

b) 情報の照会

- 情報照会にあたっては、情報照会を行う課税管理システムに以下の機能を備える。ただし、中間サーバーの仕様の具体化を踏まえて対応する必要がある。
 - ✓ 中間サーバーに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成
 - ✓ 照会情報を作成し、中間サーバーに通知
 - ✓ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面表示・記録

(2) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供を行うためには、符号と個人データとをひも付けて管理する必要がある。

【対応の方向性】 市町村の住民については、住民となった時点で符号が取得されるため、地方税分野として符号の取得が必要となるのは、市町村の住登外者に個人住民税を課している場合や都道府県が情報提供ネットワークを通じて情報照会を行う場合となる。この場合、住基ネットに符号の生成を依頼することとなる。

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節③>

個人情報保護

- 地方団体における特定個人情報の保護については本ガイドライン第3章において詳述。特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税分野についてもこれに沿って対応。
- 地方税関係情報の提供については、地方税法に規定する守秘義務に抵触しないようにすることが必要。

◎情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関への地方税情報の提供

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務(番号法第22条)を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解される
- ・ 市町村の税務当局から情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を提供する社会保障分野の事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下a,bのいずれかに該当する場合に限定して番号法の別表第2に規定している。
 - a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
 - b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合(照会にあたっての本人同意の取得について法令で規定予定)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 七 別表第二の第一欄に掲げる者((中略)以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者((中略)以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(中略)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

◎庁内における地方税情報の提供

- ・ 庁内における特定個人情報の提供については地方団体の条例で規定(第3章参照)
- ・ 所得情報の提供にあたっては、各地方団体において、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえた検討が必要

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要（第1節）

（ポイント）

- ①定義
- ②地方公共団体の責務
- ③個人番号の付番
- ④利用範囲
番号法第9条に規定される利用範囲
- ⑤委託
再委託に関し当初の委託元の許諾
- ⑥安全管理
- ⑦情報の共有・活用
- ⑧本人確認
- ⑨個人番号カード

⑩特定個人情報の提供、収集、保管の制限

番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列举

⑪情報提供ネットワークシステムに関する事項
情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存

⑫特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う

⑬行政機関個人情報保護法等における特例

適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方（第2節）

（ポイント）

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

① 特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」。個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

② 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

③ 利用範囲

- ・ 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- ・ 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

④ 情報提供の制限

- ・ 番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列举し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

⑤ 目的外利用

- ・ 目的外利用が許容される例外事由を限定

⑥ 特定個人情報保護委員会による監視、監督

- ・ 特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

- ・ 現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組（第3節）

（ポイント）

① 制度的措置

- ・ 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある（目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止）
- ・ 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- ・ 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる（庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用）

② 技術的措置

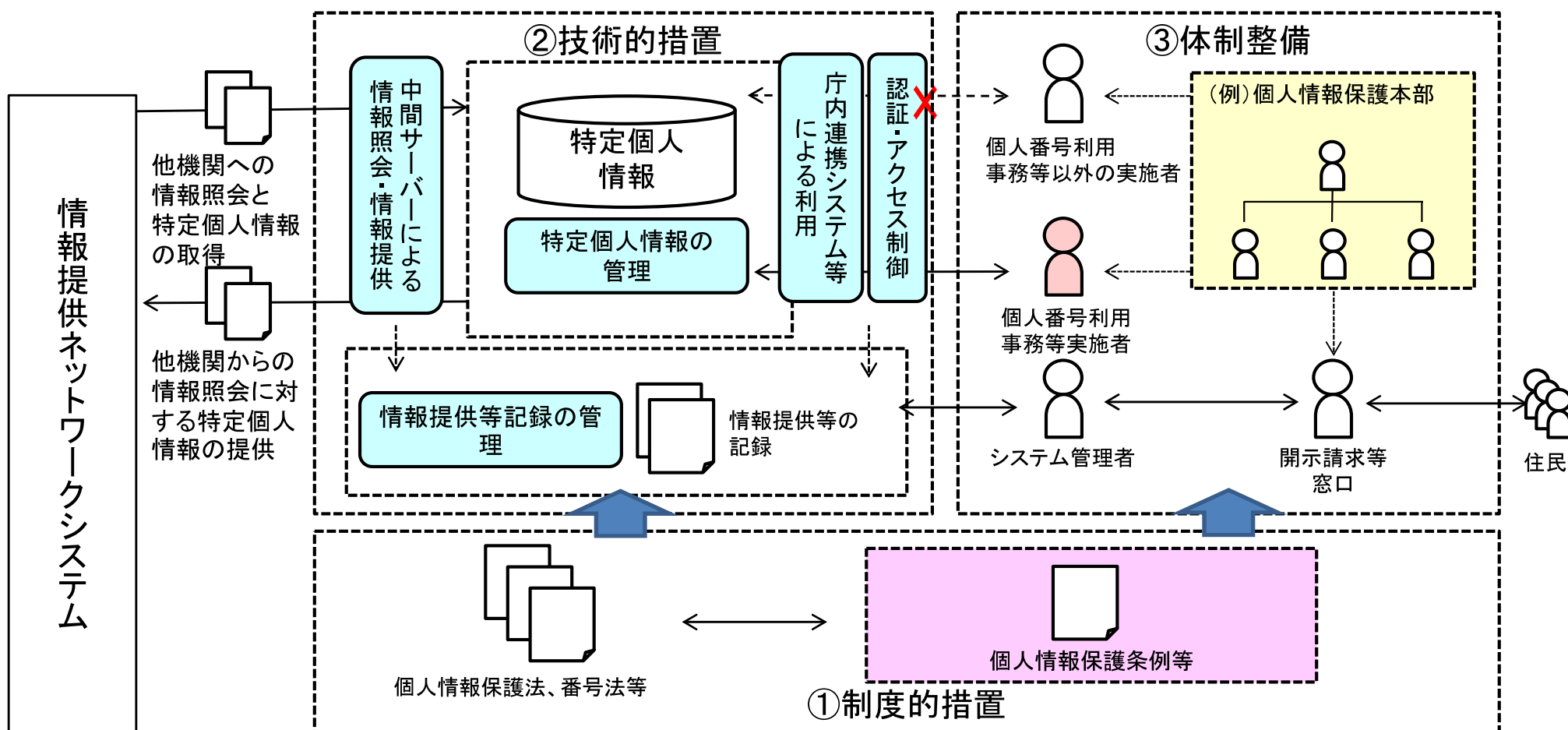
- ・ システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある
- ・ 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

③ 体制整備

- ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- ・ 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- ・ その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組)のポイント<第3章第3節①>

地方公共団体に求められる取組として、①制度的措置(条例改正等)、②技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、③体制整備が考えられる。



①制度的措置: 条例改正に係る対応項目及び地方公共団体における独自規定に係る留意点を示す。

②技術的措置: システム上で推奨されるデータ保持方法並びにアクセス制御等の措置について示す。

③体制整備: 特定個人情報保護評価への実施手順や留意点等や職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

制度的措置

(1) 番号法第31条に基づく条例改正

① 番号法第29条を踏まえた条例改正（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正）

情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第29条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を以下の場合にのみ認めるようにする。 (あ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき（番号法第29条第1項、第2項及び第3項並びに第32条） (い) 激甚災害時等一定の要件を満たすとき（番号法第9条第4項、第29条第2項及び第3項並びに第32条）
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合（目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反）を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

② 番号法第30条を踏まえた条例改正（情報提供等記録に関する条例改正）

情報提供等記録について、番号法第30条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。 移送を行わないようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。
利用停止	利用停止請求を認めないようにする。

(2) 条例独自規定への対応

一部の条例では、地域の独自性に基づく規定が定められているため、番号法における規定との間に整合性が取れていない場合は、条例改正等の検討を行う必要がある。

① 外部提供に係る規定

個人情報の外部提供に係る規定を定めている場合、番号法第19条各号における特定個人情報の提供に係る規定と矛盾が生じないか確認する必要がある。

② オンライン結合の制限に係る規定

他機関における電子計算組織のオンライン結合の禁止等に係る規定を定めている場合、矛盾が生じないか確認する必要がある。

③ 電子計算機の結合の制限に関する規定

自治体クラウド等共同利用する電子計算機の結合を認めている場合、条例における電子計算機との結合に係る規定と番号法第19条の特定個人情報の提供の制限に定められる情報提供ネットワークシステムにおける情報提供に係る規定との整合を確保する必要がある。

(3) 個人番号の利活用のための条例改正

① 利用範囲

特定個人情報の内部利用として、同一機関内で庁内連携システムを介することにより、特定個人情報の効率的な検索を実現することが可能。このために、番号法第9条第2項の規定に従い、条例利用として、複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合について規定する。なお、個人番号を用いずに庁内連携を行う場合は、条例の制定は不要であり、現行どおりの事務が可能。

② 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

同一地方公共団体の他機関に必要な限度で特定個人情報を提供するために、条例で「提供を求める機関」「提供先における事務処理を行う機関」「提供を行う特定個人情報の種類」「事務の種類」の項目を明示する。

③ 個人番号カードの独自利用

番号法第18条の規定に従い、条例で定めるところにより個人番号カードの独自利用が可能。

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(技術的措置))のポイント

<第3章第3節③>

- 個人番号により、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、「特定個人情報ファイル」となる。
- ただし、個人番号利用事務等実施者でない者が個人番号を参照できないようアクセス制御されたデータベース等は、特定個人情報ファイルに該当しない。

個人情報保護法第2条第2項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

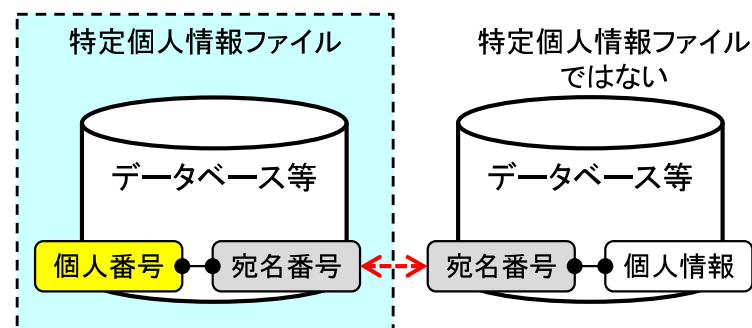
一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

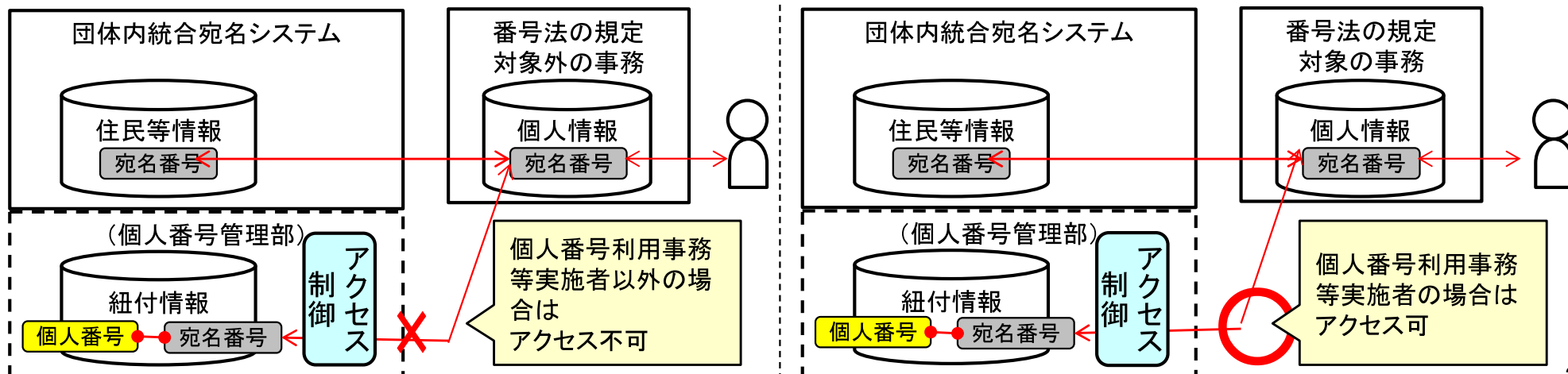
個人情報の保護に関する法律施行令第1条

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【特定個人情報ファイルの範囲】



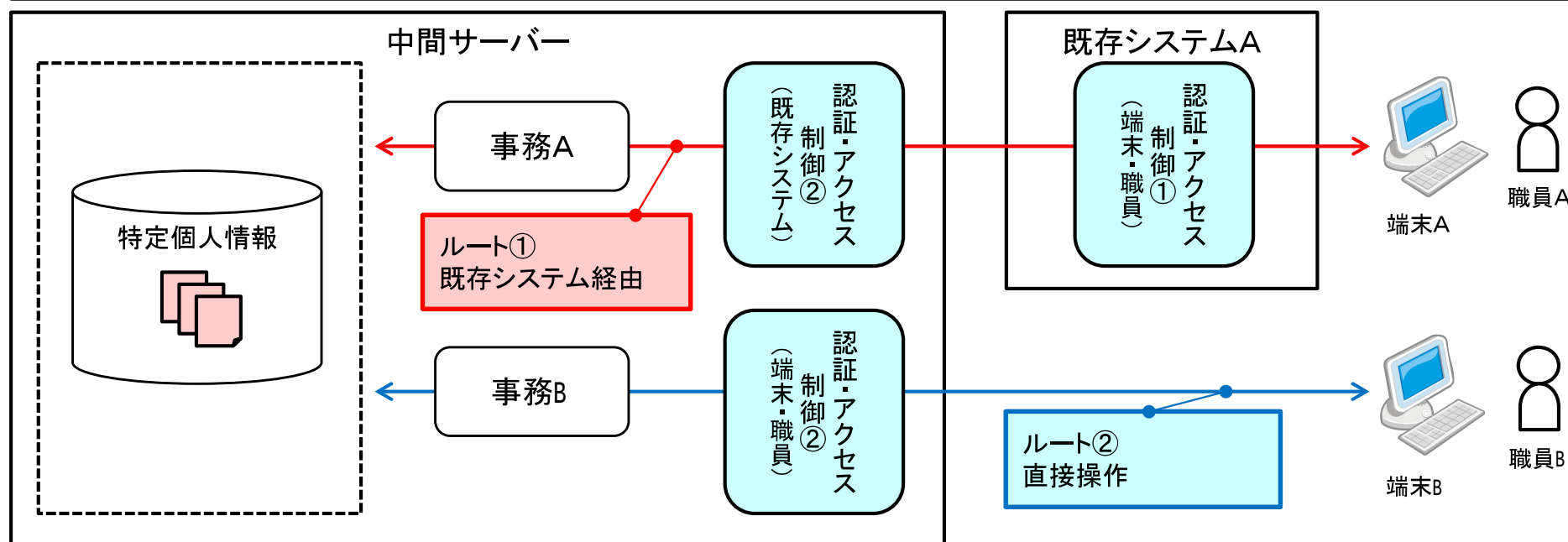
- 特定個人情報ファイルと個人情報ファイルの区別を行うために、地方公共団体はシステム上で事務等実施者の権限に応じてアクセスすることのできる個人情報の範囲を制御する仕組み(アクセス制御)を設ける必要がある。



地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(技術的措置))のポイント

<第3章第3節④>

- 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携に当たり、プレフィックス情報(※)に定義される事務単位に適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、アクセス制御や権限設定を行う必要がある。
- 上記に当たり、中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う方法として、既存システムを経由する方法と、中間サーバを直接操作する方法の2つがあるため、それぞれの認証及びアクセス制御に係る考え方を整理する。



認証・アクセス制御	ルート①(既存システム経由)	ルート②(直接操作)
認証・アクセス制御①	既存システムが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。	-
認証・アクセス制御②	中間サーバーが操作権限を持つ既存システムを認証、アクセスを許可する。	中間サーバーが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。

※番号法別表第2に規定される情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組合せを定義した情報

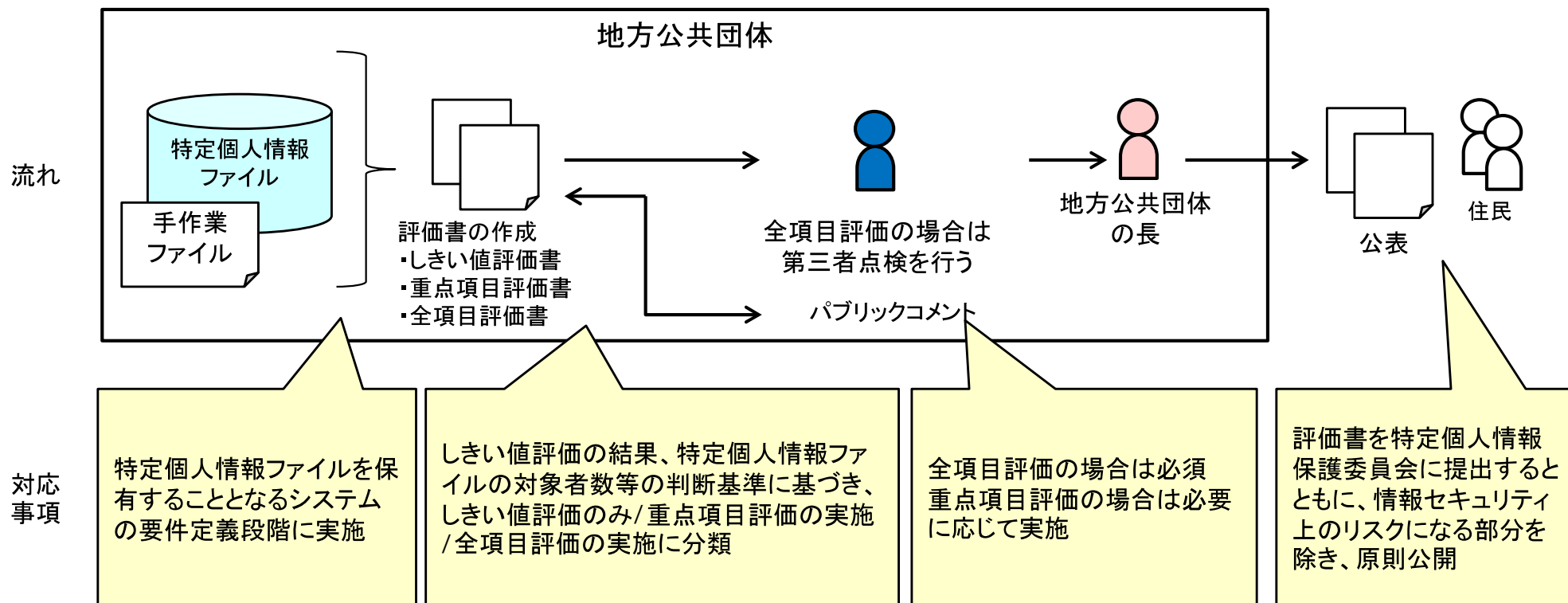
- 地方公共団体では、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルについて重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護委員会規則に基づく特定個人情報保護評価を実施しなければならない(番号法第27条)。

※ 現時点においては、特定個人情報保護委員会が発足しておらず、同委員会の規定する実施方針やガイドラインが整備されていないため、委員会設立後に変更されることがありうる。

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システム。

※ 個人番号利用事務を実施するに当たっては、直接個人番号を格納していないテーブル・データベースの情報と、直接個人番号を格納しているテーブル・データベースの情報を突合させて、一体として情報を利用することとなるため、事務を処理するために個人番号を紐づけて利用することとなる情報は、特定個人情報保護評価の対象となる。

【特定個人情報保護評価の流れと対応事項】



※全項目評価を実施する可能性があるのは、対象者の人数が10万人以上の特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのみ。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成25年度】

時期	項目	いつまでに	やること
5月	番号制度関連法成立・公布	—	—
10月～	既存システム改修影響調査 (補正予算等で対応か)	25年度中 ～27年度中	大規模な団体など、システム改修の範囲を調査する。 (影響調査の必要性は各団体の判断) ※ 業務によって、開始時期が異なるため、調査は25年度から段階的に実施。(H25年度は主に住基、税、宛名関連、社会保障関係のシステムと想定)
10月～	情報保護評価の準備	25年度中～27年度中	情報保護評価の実施体制、スケジュールの検討
秋頃	26年度予算要求	各団体予算案決定時	①既存住基システム ②税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の高い団体)) ③団体内統合宛名システム等 ④社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上
秋以降	条例改正項目の検討開始 (個人情報保護関連の読替規定対応、独自利用、税条例など)	26年度末頃まで	必要な条例の改正項目を検討する。

【その他】秋頃に機構から個人番号カードの発行委託等の調査、周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成26年度】

時期	項目	いつまでに	やること
4月～	既存システム改修開始 ①既存住基システム ②税務システム ③団体内統合宛名システム等 ④社会保障関係システム	① 26年度末まで※ ②～④ 27年12月末まで ※ 27年度上半期に機構との連携テスト	各既存システムの改修を開始する。 ※ 既存住基システムについては、27年度上半期に、機構から個人番号とすべき番号が送付されるなど、本番運用が開始されることとなるため、26年度中に改修が完了する必要がある。
春夏～	上記①～④についての情報保護評価	原則として、開発工程に入るまで (ただし、委員会指針公表から半年を超えない範囲で開発※が発生する場合は、開発工程後の実施も認められる) ※開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいう。	情報保護評価を行う。しきい値評価の結果、全項目評価となった場合は、パブリックコメント、第三者点検を行う。
秋頃	27年度予算要求	各団体予算案決定時	①既存住基システム(テストや準備行為に係る経費等) ②税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の低い団体)、情報連携に係る改修) ③団体内統合宛名システム等 ④社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上 また、 ⑤中間サーバーの整備に関する予算を計上

【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成27年度】

時期	項目	いつまでに	やること
26年度 から継続	既存システムの改修完了	27年12月末まで (番号の管理)	番号の利用開始に向けた既存システムの改修を完了する。
通年	住登外者の整理・統合	28年(符号取得まで)	業務システム毎に保有している住登外者の情報を整理統合し、符号の取得に備える。
上半期	既存住基システム連携 テスト	機構が個人番号とすべき番号を配布する時点まで	番号制度に対応した改修を済ませた既存住基システムと、番号制度に対応したアプリケーション適用後のCS間の連携及び機構との連携についてテストを行う。
上半期	個人番号の付番・通知開始 に向けた準備	27年10月まで	27年10月の個人番号の付番等に係る準備を行う
上半期	条例改正	27年10月まで	各条例改正案を議会に提出する。
27年10月	個人番号の付番・通知開始	—	個人番号を付番する。 個人番号を住民票に記載する。 個人番号を本人確認情報に追加する。
28年1月	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始	—	個人番号入りの申請書等の受付を開始する。 個人番号カードを交付する。
未定	中間サーバーの整備開始	27年度中	中間サーバーのアプリケーションを適用する。中間サーバー、情報提供ネットワークシステム(IFシステム)の導入に伴い、市町村内の庁内ネットワークの見直しを実施する。

【その他】

- ・番号取扱職員への研修を行う必要があると考えられる。
- ・給与システムで個人番号を取扱うための対応が必要となる。
- ・周知・広報について、H27.10の個人番号の付番・通知開始まで重点的に国と協力して行う必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成28・29年度】

28年度

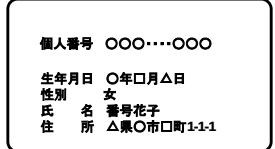
時期	項目	いつまでに	やること
27年度 から継続	既存システム改修完了 (団体内におけるシステム連 携テスト完了)	28年7月頃(情報連携)	団体内におけるシステム連携テストを終え、改修を完了する。
上半期 中頃	総合運用テスト	29年6月末まで	情報提供ネットワークシステムと連携した総合運用テストに参画する。 総合運用テストでは、各地方公共団体のシステムを情報提供ネット ワークシステムに接続し、番号法に基づく情報提供／情報照会の一 連の流れをテストする。
未定	住民の符号取得	未定	各市町村の住民の符号を取得する。 住民登録外者については、情報連携に必要な者について取得する。

29年度

時期	項目	いつまでに	やること
7月	情報連携開始	—	—

【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

個人番号カード、通知カードの交付について

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載	 ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

個人番号カードの概要

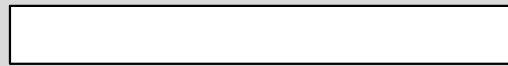
個人番号カードの表面

個人番号カード



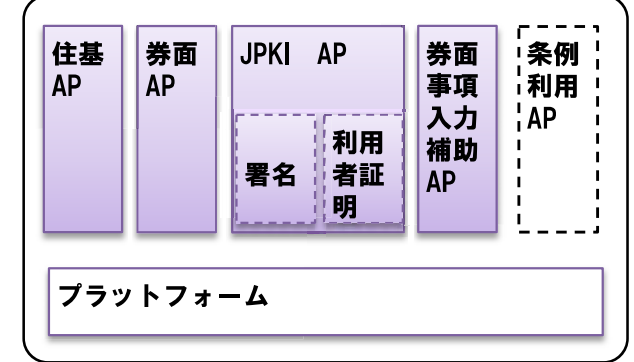
生年月日 ○年□月△日 性別 女
氏 名 番号花子
住 所 △県○市□町1-1-1

個人番号カードの裏面



個人番号○○○○○○○○○○○○○○○○

個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報: 4情報＋顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像	照合番号 ・個人番号を利用できる事業者 表と裏の券面情報 : 個人番号下6桁 ・個人番号を利用できない事業者 表の券面情報のみ : 有効期間、生年月日＝14桁
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用 (利用者証明用)【新規】 ・マイ・ポータル等のログインに利用	暗証番号 : 6～16桁の英数字 暗証番号 : 4桁の数字
券面事項入力補助AP【新規】	・個人番号、4情報、個人番号及び4情報の電子署名を記録 ・番号利用法に基づく事務のために個人番号及び4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ・番号利用法に基づく事務以外の事務において4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能	暗証番号 : 4桁の数字 ※JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号 : 4桁の数字 ※JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月

発行

住基カードを発行

(住基カードは発行しない)

個人番号カードを発行

利用

【住民基本台帳カード取得】

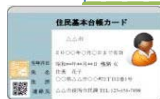
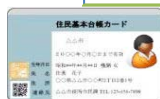
取得から10年間有効

28年1月以降も有効

個人番号カードを取得
時点から廃止

【個人番号カード取得】

有効期間まで有効



個人番号カードの交付方針(案)

	方 針
1 対象	○原則として国民全員に交付(目標) ○ただし、15歳未満の者又は成年被後見人に対しては、署名用電子証明書は実印に相当するため原則として発行しない(利用者証明用電子証明書のみ発行)
2 有効期間	○個人番号カードの有効期間は、カード発行日(カードを更新期間内に更新申請する場合は、旧個人番号カードの有効期間満了日)から申請者の10回目の誕生日までとする(ただし、20歳未満は容姿の変化が大きいため、カード発行日(カードを更新期間内に更新申請する場合は、旧個人番号カードの有効期間満了日)から申請者の5回目の誕生日までとする)。 ○利用者証明用電子証明書の有効期間は、証明書発行日(電子証明書を更新期間内に更新申請する場合は、旧電子証明書の有効期間満了日)から申請者の5回目の誕生日までとする。ただし、電子証明書の有効期間が個人番号カードの残りの有効期間より長くなってしまう場合は、個人番号カードの有効期間満了日までとする。 ○署名用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の有効期間満了日までの間とする。 ○個人番号カード及び電子証明書の更新については、有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了日までの間、可能とする。
3 申請	○通知カードとあわせ、個人番号カードの申請書(基本4情報等をプレ印刷)を送付 ○国民は、申請書のプレ印刷情報(電子証明書の代替文字等を含む)を確認し、顔写真を添付して申請
4 発行	○個人番号カードの発行(鍵ペア生成も含む。)について、全市町村が機構へ委託 ○機構がカード発行データを作成・管理 ○機構が競争入札によりカードの発行を民間事業者等に委託
5 交付	○交付時来庁方式とする。 ○一定の条件を満たした場合は、任意代理人に対し、交付を可能とする。
6 紛失等	○紛失時等に、個人番号カードの利用を迅速かつ効率的に一時停止できるよう、委託を受けた機構においてカード管理のためのシステム構築

年齢による個人番号カードの交付方針(案)

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
15歳未満	5年間 (*1)	○ (*2)	× (*3)
15歳以上 ~20歳未満	5年間 (*1)	○	○
20歳以上	10年間	○	○

*1:20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5年間とする。

*2:15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

*3:15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。

機構への一括委託について

個人番号カードは、本人確認及び番号確認の最も有効な手段となるもの。

このため、個人番号カードは、実際に現行の住基カードよりも発行枚数は増加すると考えられる。

これに伴い、個人番号カードの発行に係る市町村窓口における負担軽減及び費用の削減について、検討する必要がある。

⇒市町村の行う業務を、機構に委託することにより、事務の効率化・費用の削減が図られるのではないかな？

○ 例えば、個人番号カードの発行業務を委託した場合と各市町村で発行する場合と比較すると以下のとおり。

	個人番号カードにおける市町村独自方式		個人番号カードにおける一括委託方式	
住民の 利便性	△	・即日交付が可能。 ・大量の申請があると、窓口が混雑。	△	・即日交付を行うことができない。
コスト	×	・市町村ごとに印刷設備及びカード発行設備等の導入、維持や作業場所等が必要となり、設備コストの負担が重くなる。 ・市町村ごとにICカード等を調達する必要がある。 ・市町村ごとにICカード等の在庫管理等を行う必要がある。 ・通知カード等の印刷、発送等の一時的な業務量の増大に備え、職員体制の構築等が必要となる。	○	・カードプリンター等の設備を一括して機構が準備するため、各団体において、これらの設備が不要となる。 ・ICカードを一括で調達するため、単価を抑えることができる。 ・各団体におけるICカードの在庫管理が不要となる。
品質	△	・プリンターやインクの違いによる色合いの差など、全国统一で同品質のカードを作成することが困難。	○	・カード発行設備の統一化により、個人番号カードの品質を一定に保つことができる。

⇒では、外部委託することにより効果が期待できる業務としては、どのようなものが考えられるかな？

一括委託の対象業務について

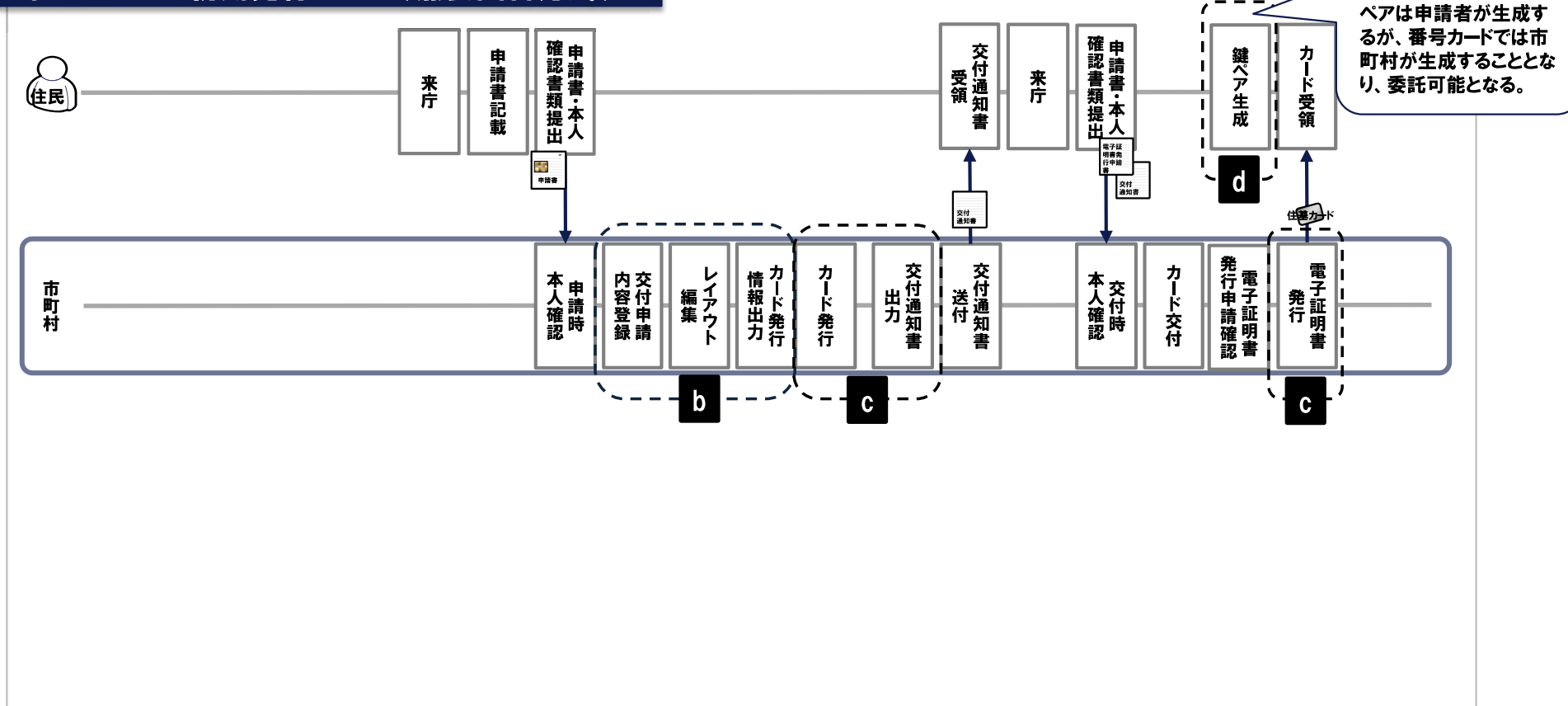
○ 個人番号カードに係る業務を外部委託することによる事務効率化や費用削減の効果が期待できる業務は、以下のとおり。

a.通知カード等印刷業務	通知カード及び交付申請書などを印刷し、全住民に発送する。
b.申請受付処理業務	個人番号カードの交付申請を受け付け、カードの発行等に必要となる交付申請内容をシステムに登録する。
c.個人番号カード発行業務	個人番号カードとなるICカードの調達を行い、カード交付通知書の出力、個人番号カードへの電子証明書等の書込みや発送を行う。
d.電子証明書の鍵ペアの生成業務	個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの電子証明書に係る鍵ペアの生成を行う。
e.コールセンター業務	電話等にて住民の届出を受けて個人番号カードの一時停止及び電子証明書の一時保留を行う。

【①初期発行業務】 住基カードの業務フロー(市町村独自発行)

○ 現行住基カードにおける初期発行フロー（照会回答方式）は、以下のとおり。

住基カードの初期発行フロー（照会回答方式）

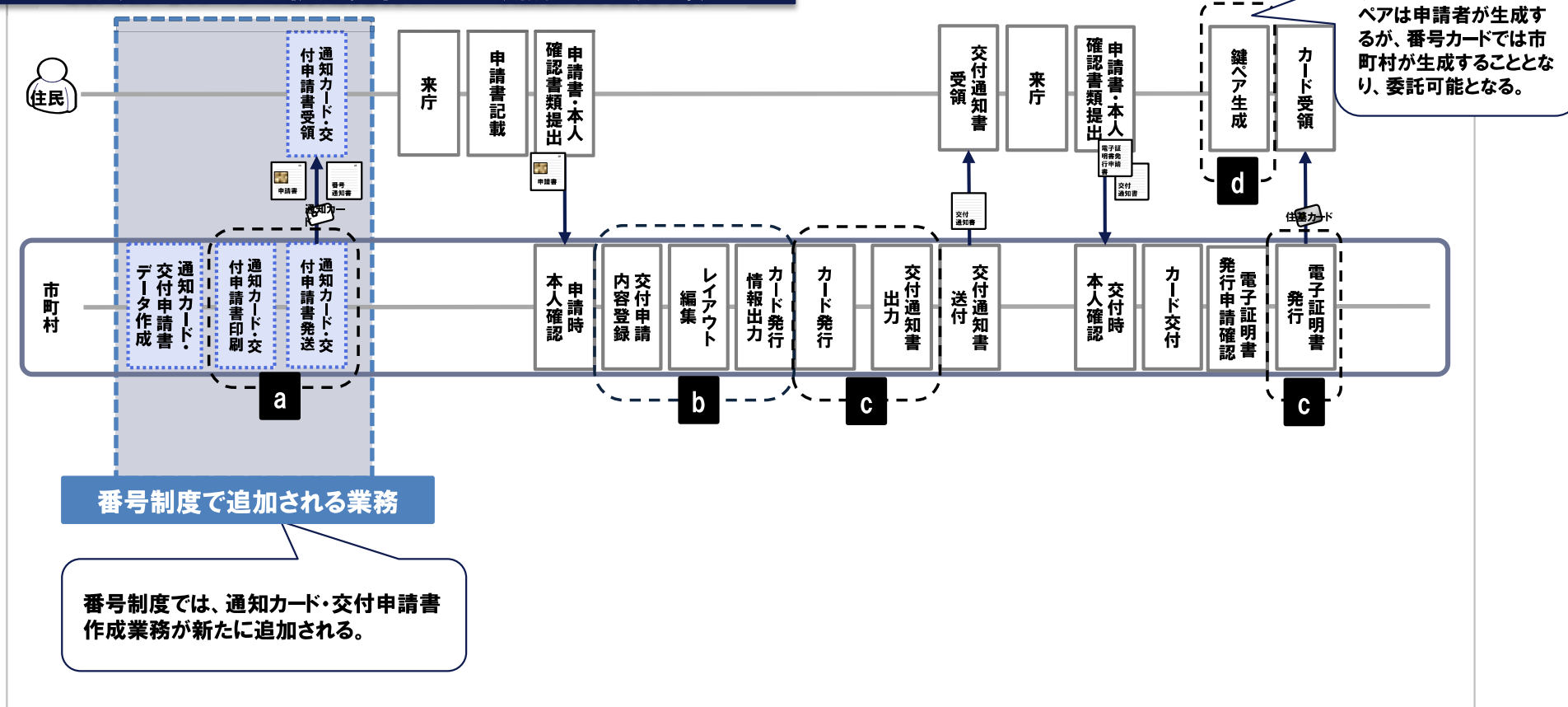


※初期発行時に電子証明書の発行を併せて行う場合

【①初期発行業務】 個人番号カードの業務フロー(市町村独自発行)(案)

○ 個人番号カードにおける初期発行フロー（照会回答方式）は、以下のとおり。

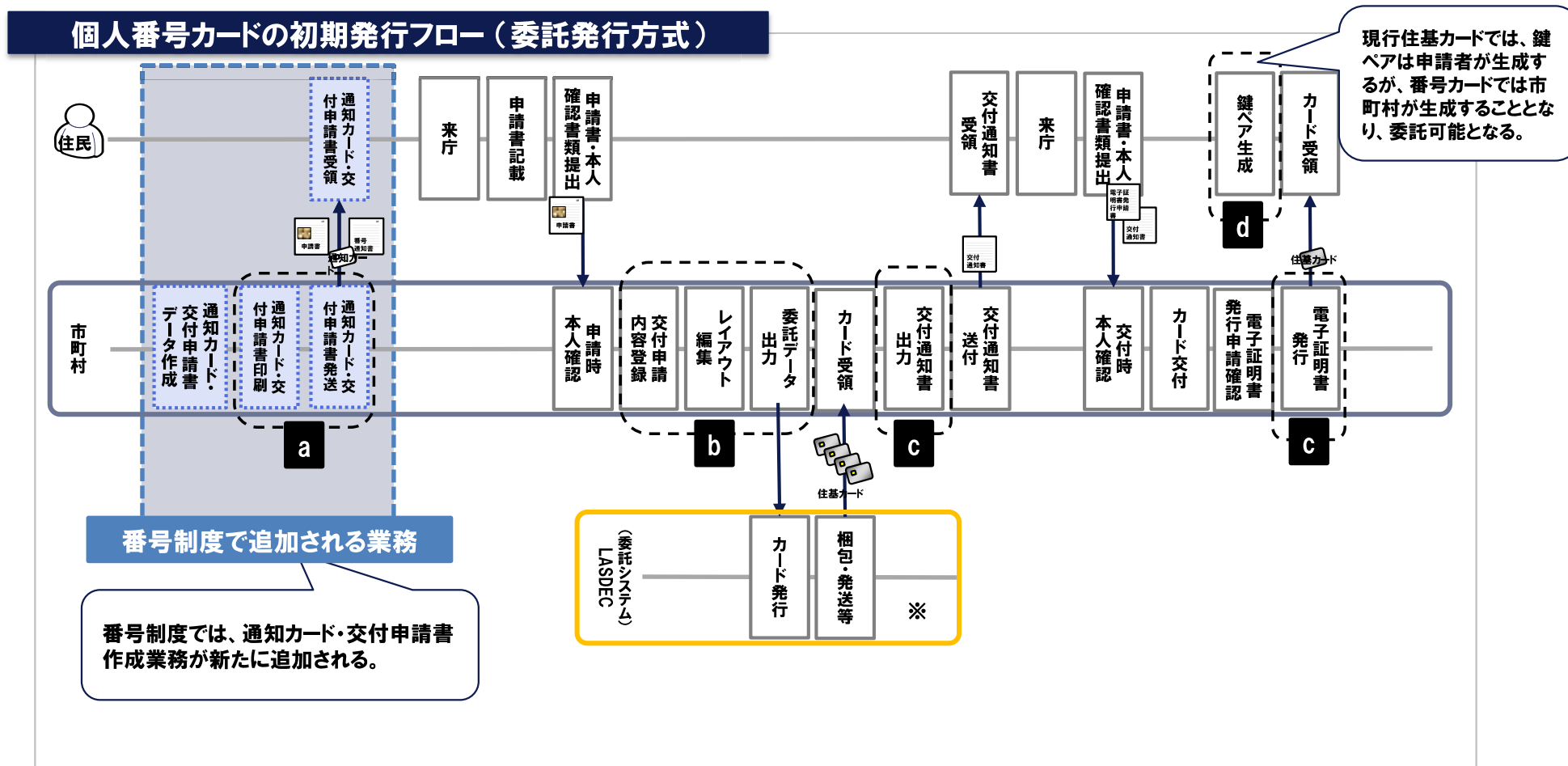
個人番号カードの初期発行フロー（照会回答方式）



※初期発行時に電子証明書の発行を併せて行う場合

【①初期発行】 個人番号カードの業務フロー(全国センター委託発行)(案)

- 個人番号カードにおける初期発行フロー（委託発行方式）は、以下のとおり。

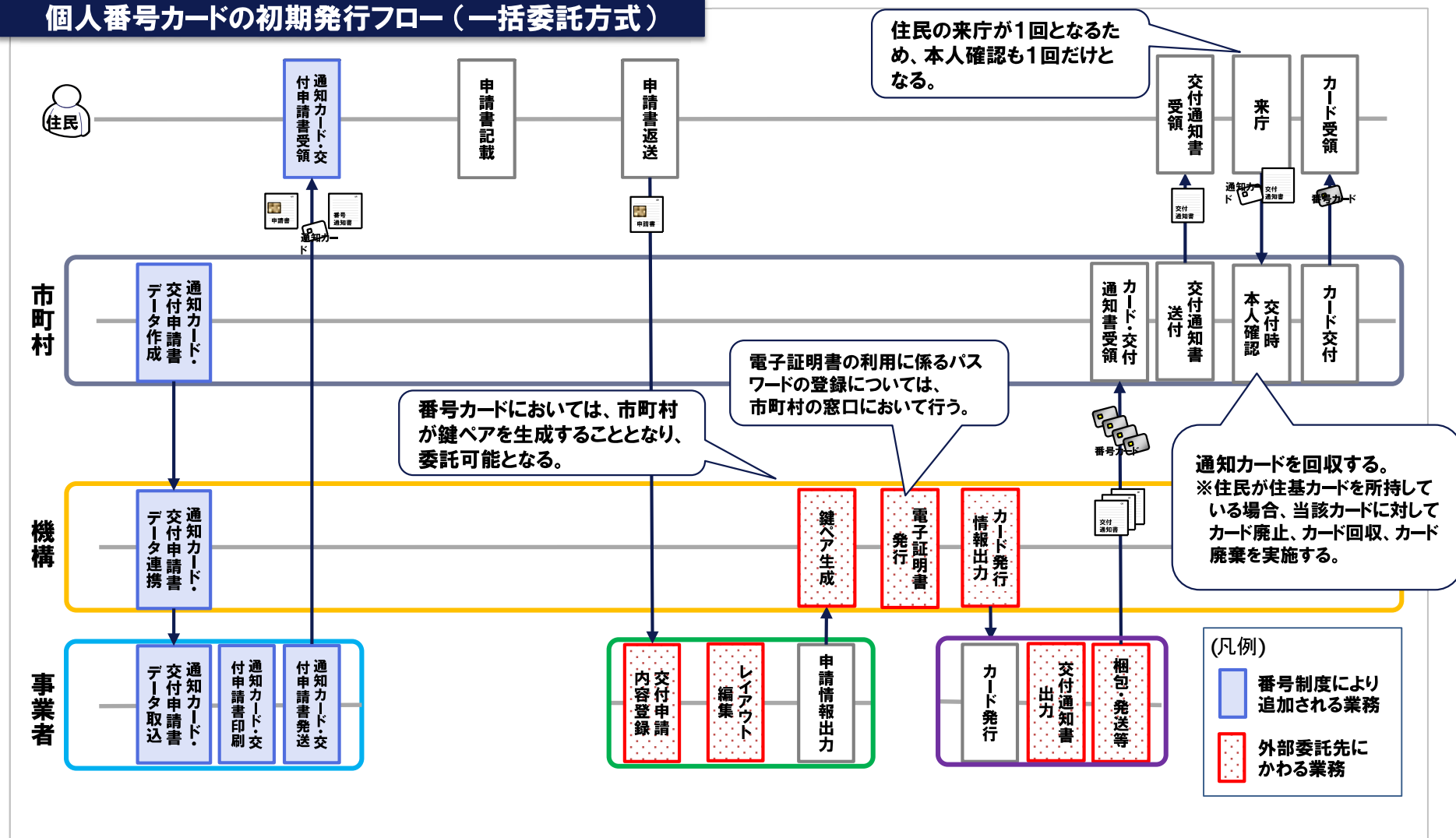


※初期発行時に電子証明書の発行を併せて行う場合

【①初期発行】 個人番号カードの業務フロー(案)

○ 個人番号カードにおける初期発行フロー（一括委託方式）は、以下のとおり。

個人番号カードの初期発行フロー（一括委託方式）



個人番号カードを任意代理人に交付することについて(案)

	窓口への来庁が困難と考えられる者	本人の代理で窓口に来庁することを認める者(案)	委任状以外で代理人に持参させる書類等(案) ※即日交付はなく、カード交付通知書を本人の住所地に送付するため、それを代理人に持参させることが前提。
任意代理による交付を認める者	在宅者 病気や障害などで外出が困難な者 (同一世帯員有)	同一世帯員	・同一世帯であることの確認(住民基本台帳等で確認) ・外出が困難であることを証するもの (例:診断書、本人の障害者手帳等。以下同じ。) ・代理人の身分証明書 (運転免許証、住基カード等の顔写真付きのものに限る。以下同じ。) ・本人の身分証明書 (運転免許証、住基カード等の顔写真付きのものに限る。以下同じ。) =本人の顔写真と氏名等が一致するか確認するため。
	在宅者 病気や障害などで外出が困難な者 (同一世帯員無)	本人の親族 又は 介護職員等 (資格の種類は問わない。)	・外出が困難であることを証するもの ・本人との身分関係を証するもの(戸籍謄本等) ・本人と介護事業者との契約書原本 ・介護職員等が上記介護事業者の職員であることを証するもの ・代理人の身分証明書 ・本人の身分証明書
	医療施設、社会福祉施設等入所者であって、外出が困難な者	入所者本人の親族 又は 医療施設、社会福祉施設職員	・本人が届出人の施設等で入所している事実を証するもの ・入所者との身分関係を証するもの(戸籍謄本等) ・医療施設職員等が上記施設の職員であることを証するもの ・代理人の身分証明書 ・本人の身分証明書 ・市区町村が適当と認める代理人であること

	窓口への来庁が困難であると主張することが考えられる者	本人の代理で窓口に来庁することが想定される者(例)
認めない者 任意代理による交付を認めない者	業務多忙を理由に来庁時間を確保しづらい者	同一世帯の者、親族
		近隣の者
		代理手続業者、行政書士

(※1) 利用者証明用電子証明書については、実印としての効力はないことから、任意代理人に対して本人の利用者証明用電子証明書が格納された個人番号カードの交付を認めることとする。

(※2) 任意代理人が本人の署名用電子証明書が格納された個人番号カードの交付を求める場合は、上記以外の書類に加え、本人の印鑑登録証明書(3か月以内に取得したものに限る。)の提示を求めることとする。

社会保障・税番号制度に係る地方公共団体における システム整備に係る予算対応について

総務省大臣官房企画課個人番号企画室

番号制度に係る地方公共団体のシステム整備に係る予算対応について

- 地方公共団体における番号制度の導入に必要な既存システムの改修、中間サーバーの整備等について、以下のような対応が見込まれるところ（社会保障関係システムの取扱いについては別途）。
- それぞれ、地方公共団体で必要となる団体規模・システム類型別の事業費（想定）については、以下（別葉）にお示ししているとおり。

既存住基システムの改修

【対応年度：26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応については26年度中に終わることが必要（テスト等の一部作業は、27年度対応）。このため、全ての市区町村において、26年度に改修作業にとりかかることが必要。

既存税務システムの改修

【対応年度：26年度予算～】

28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

改修負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定）においては27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要。

中間サーバーの整備

中間サーバーは、29年7月から予定されている情報連携のため必要となるもの。この中間サーバーのソフトウェアについては国で一括開発を行うこととしており、25年度に設計・開発を行うこととしている。

ハードウェアの設定・導入は27年度に行うこととしているが、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

団体内統合宛名システム等の整備

【対応年度：26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応、28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

中間サーバーの整備と併せ、情報連携等を行うため、各団体において団体内統合宛名システム等を整備することとし、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、早期の検討が必要。

中間サーバー・ソフトウェアの一括開発について

- 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム・インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受を仲介する役割を担うもの。28年7月までに整備する必要。
- 中間サーバーのソフトウェアについては、国（総務省）で一括開発することとしており（25年度）、ハードウェアについては、27年度における設定・導入を予定。
- ハードウェアについては、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

中間サーバーの保有する機能(概要)

機能名	概要
符号管理機能	情報提供に用いる個人の識別子である符号と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。
情報照会側機能	他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の収受を実施するための機能。
情報提供側機能	他情報保有機関からの情報照会を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の収受及び当該特定個人情報を提供するための機能。
既存システム接続機能	既存システムとの間で情報照会、情報提供の内容について連携するための機能。
情報提供記録管理機能	特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。
情報提供データベース管理機能	情報提供データベースを更新・管理するための機能。
データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等に関するデータを送受信するための機能。
庁内情報連携機能	各情報システム要求に応じて、必要なデータを情報システムに対して送信する機能。 端末からの要求に応じて、宛名管理システムと連携し必要なデータを表示する機能。
セキュリティ管理機能	暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
職員認証・権限管理機能	職員認証システムと連携し、職員認証を実現する機能。
システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。

団体内統合宛名システム等の整備について（1/2）

- 個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持しないこととし、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人のひも付けを行うこととする。
⇒ 個人番号と団体内統合宛名番号等をひも付ける団体内統合宛名システム等の整備が必要。

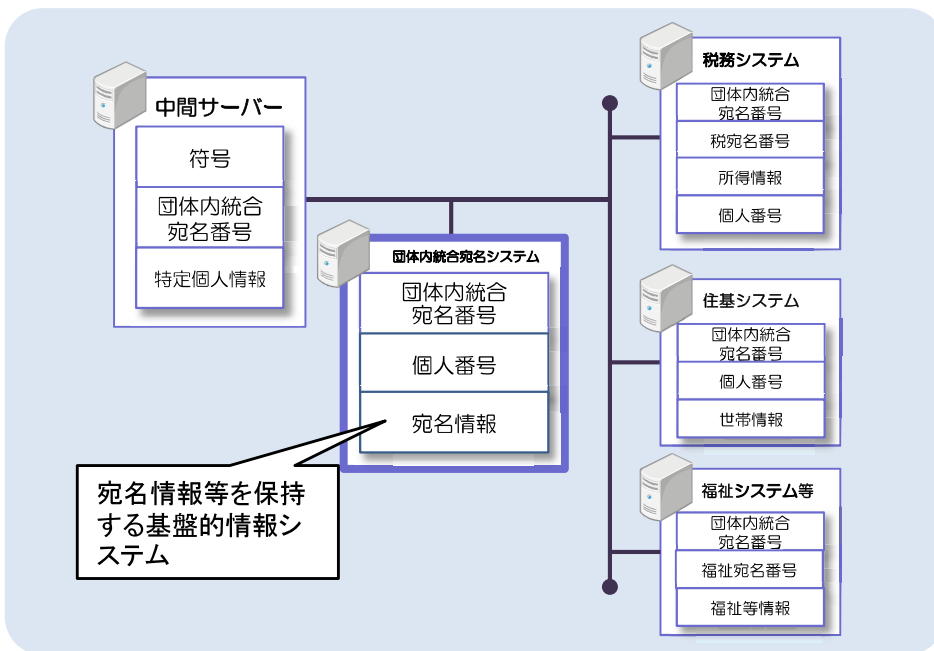
- 都道府県及び市区町村においては、26年度から、「団体内統合宛名システム」（①）を整備することが必要。（各団体のシステムの状況等を踏まえ、少なくとも「当面の対応案」（②）までの対応は必須）

① 団体内統合宛名システムの整備

住民の宛名情報（氏名、住所等）も保持する団体内統合宛名システムを整備。

⇒ このシステムを基盤的情報システムとすることにより、業務改革にも寄与。

- ✓ 特に、市区町村においては、情報連携対象のシステムが保有する個人情報は大数の住民に及ぶことから、中間サーバーの活用にあたって、庁内業務連携等の意義においても、その個別システムの宛名情報を統一的に管理することの意義が大きい。また、税の宛名システムを始めとして、既に分野横断的な宛名管理システムを整備している市区町村も多く存在し、既存システムの改修等による対応も可能。



【整備の類型】

団体内統合宛名システムの整備にあたっては、主に以下のような整備の類型が考えられるところであり、各団体において対応方法を検討。

- (1) 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務（同法第9条第2項）（以下、「別表第2記載事務等」という。）のすべてについて、既に団体内統合宛名システムを整備している場合
⇒ 既存の団体内統合宛名システムに、個人番号を追加する等の改修を実施。
- (2) 別表第2掲載事務等の一部について、既に宛名管理システムを整備している場合
⇒ 既存の宛名管理システムに、未整備の別表第2掲載事務等の情報を追加する等の改修を実施。
- (3) 宛名管理システムを整備していない場合
⇒ 別表第2掲載事務等について団体内統合宛名システムを新たに整備。

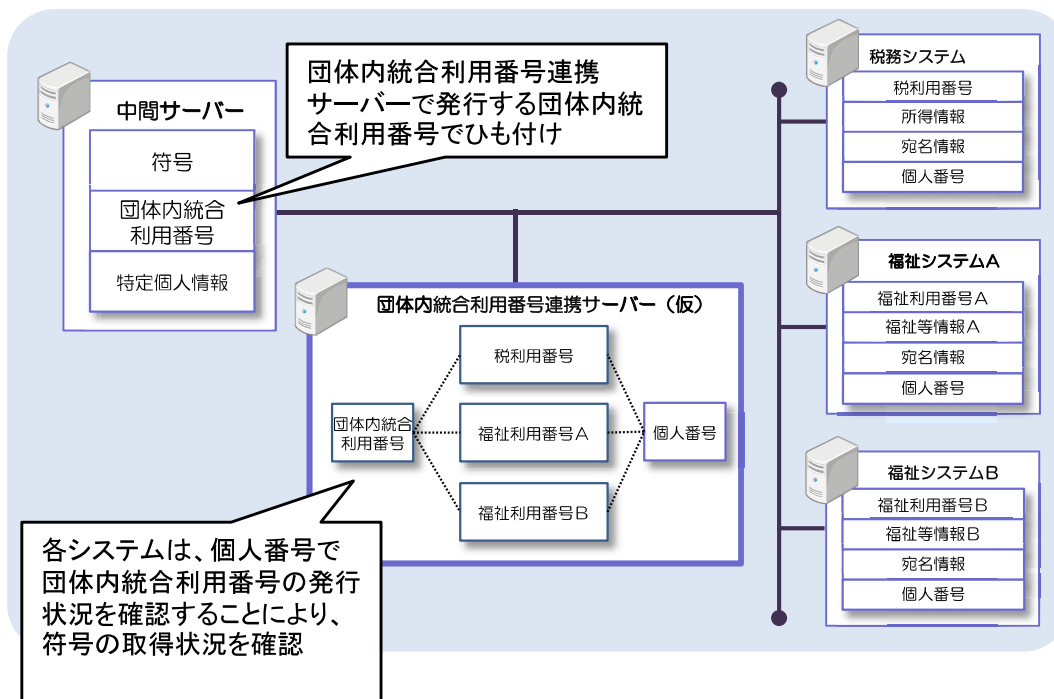
団体内統合宛名システム等の整備について（2/2）

②

当面の対応案

情報連携を行うため、宛名情報までは保持しないが、中間サーバーにおける符号と、一意に個人を特定する番号（団体内統合利用番号）で、ひも付けを行うための機能を持ったシステムを整備。

✓各団体のシステムの状況等を踏まえ、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においても、情報連携を行うために、少なくともこの「当面の対応案」までの対応は必須。



＜団体内統合利用番号とひも付けられる事務の範囲＞

○ 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務の全ての事務について、それぞれのシステムにおける利用番号を団体内統合利用番号とひも付けることが必要。

住基システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提をおいて人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

（単位：百万円）

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	汎用機系	6.2
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	5.0
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	4.4
1～3万人	汎用機系	9.6
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	7.2
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	6.2
3～10万人	汎用機系	12.5
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	10.0
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	8.6

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
10～50万人	汎用機系	32.4
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	23.4
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	17.5
50万人超	汎用機系	61.1
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	49.4
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	25.0

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について（1/2）

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提において人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

（単位：百万円）

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	汎用機系（独自開発）	2.9
	汎用機系（カスタマイズパッケージ）	3.7
	汎用機（ノンカスタマイズパッケージ）	2.4
	オープン系（独自開発）	4.2
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	3.1
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	2.7
1～3万人	汎用機系（独自開発）	7.8
	汎用機系（カスタマイズパッケージ）	8.7
	汎用機（ノンカスタマイズパッケージ）	4.9
	オープン系（独自開発）	9.2
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	6.3
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	4.9

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
3～10万人	汎用機系（独自開発）	20.3
	汎用機系（カスタマイズパッケージ）	18.9
	汎用機（ノンカスタマイズパッケージ）	9.6
	オープン系（独自開発）	19.3
	オープン系（カスタマイズパッケージ）	11.8
	オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）	9.2

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について（2/2）

【市区町村】

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
10 ～ 50 万人	汎用機系(独自開発)	84.6
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	61.2
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	25.9
	オープン系(独自開発)	57.7
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	35.0
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	23.9
50 万人 超	汎用機系(独自開発)	131.3
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	89.6
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	40.7
	オープン系(独自開発)	84.4
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	53.2
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	38.1

【都道府県】

（単位：百万円）

団体規模	団体別所要事業費
100万人未満	112.1
100～500万人	134.6
500～1000万人	175.0
1000万人超	284.8

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

団体内統合宛名システム等整備経費の団体規模・システム類型別の事業費（想定）について

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提において人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	団体内統合宛名システムの導入	1.2
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	2.0
1～3万人	団体内統合宛名システムの導入	1.7
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	2.2
3～10万人	団体内統合宛名システムの導入	2.4
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	3.1
10～50万人	団体内統合宛名システムの導入	6.2
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	3.7
50万人超	団体内統合宛名システムの導入	21.3
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	12.7

【都道府県】

（単位：百万円）

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
100万人以下	団体内統合宛名システムの導入	16.3
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	14.4
100～500万人	団体内統合宛名システムの導入	17.4
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	15.8
500万人超	団体内統合宛名システムの導入	17.7
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	16.2

※ 26年度からの予算対応を想定

【現時点における積算であり、今後修正がありうるもの】

※ 「団体内統合宛名システムの導入」の所要事業費は、市区町村においては、既に「団体内統合宛名システム」を導入済の団体において、都道府県においては、一部のシステムにおける統合宛名システムを導入済の団体において、既存のシステムを改修する際の経費を想定。

※ 「団体内統合利用番号連携サーバーの導入」については、既存の宛名管理の状況に関わらず、新規のシステムをパッケージとして導入する前提。

自治体クラウドを活用した社会保障・税番号制度の 効率的な導入について

総務省自治行政局地域情報政策室

番号制度の導入と自治体クラウドの関係

- 番号制度導入は、自治体クラウドを導入する絶好の機会である。
- 自治体クラウド導入は、番号制度の導入に伴うシステムの整備及び運用の効率化に繋がる。

自治体クラウド導入

- 複数の地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア等を外部のデータセンターで保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み

参加団体



データセンター



導入効果

- ・徹底したコストカットと効率的な行政運営の実現
- ・災害やセキュリティに強い行政基盤の構築 等

番号制度導入

- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み
...等



導入効果

- ・事務手続きの簡素化、負担軽減
- ・よりきめ細やかな社会保障給付の実現 等

相乗効果

効率的な電子行政の実現

自治体クラウドを活用した番号制度の効率的な導入

番号制度導入

自治体クラウド導入

既存システム（住基、税、社会保障関係）改修 等

番号制度導入に伴い自治体クラウドを導入することで事務の効率化、関連経費の軽減等

- ・クラウド導入に必要な事務の共通化・標準化により、番号制度導入によるシステム整備等の事務が効率化
- ・既存システムの共同利用による後年度の運用経費の削減 等

▶▶ 番号制度導入によるシステム整備とスケジュールを合わせるため、自治体クラウド導入検討を早急に開始する必要がある。

▶▶ 都道府県が主導的に計画を策定することや協議会等を開催することで、管内市町村の取組みを促進する必要がある。

H 25

H 26～

番号法
成立

地方公共団体における番号制度導入ガイドライン策定等
(総務省等)

(総務

既存システムの改修等

自治体クラウド導入検討
(H26当初予算計上等)

上記システム整備と併せた
自治体クラウド導入の加速

世界最先端IT国家創造宣言(H 25.6.14)

～自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組みを加速する。

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」の検討状況

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会において検討されている「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(案)において、自治体クラウドに関して、現在、以下の記述となる見込みである。

地方公共団体における番号制度導入ガイドライン案(抜粋)

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

第5節 (2) 各業務システムの改修に併せた自治体クラウドの導入について

地方公共団体のシステムについては、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を活用して、共同利用等を進めることにより、経費の削減や住民サービスの向上を図ることが求められている。

各地方公共団体における既存業務システムについて、番号制度導入に当たっては、中間サーバーの整備、既存業務システム改修と併せて複数自治体によるクラウド技術の活用による情報システムの共同利用(いわゆる「自治体クラウド」)を同時に取り組むことにより、関係経費の節減やセキュリティの強化を図ることが重要である。

その際、都道府県が主導的に計画を策定することや協議会等を開催することなどにより管内市町村の取組を促進することも有効な方法と考えられる。

社会保障関係システムについて

厚生労働省情報政策担当参事官室

番号制度の実施に伴う社会保障関係システムの改修について

- 番号制度の実施により、地方公共団体において対応が必要と思われる主な社会保障関係のシステム

国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、生活保護システム、介護保険システム、健康管理システム等

- 平成24年度、内閣官房・総務省・厚生労働省が共同して調査研究事業「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」を実施し、その中で地方公共団体の社会保障関係システムについて、必要な改修箇所の検証等を行った。

(参考) 主な社会保障関係のシステム

システム名	説明
国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

国民健康保険の資格取得の届出

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

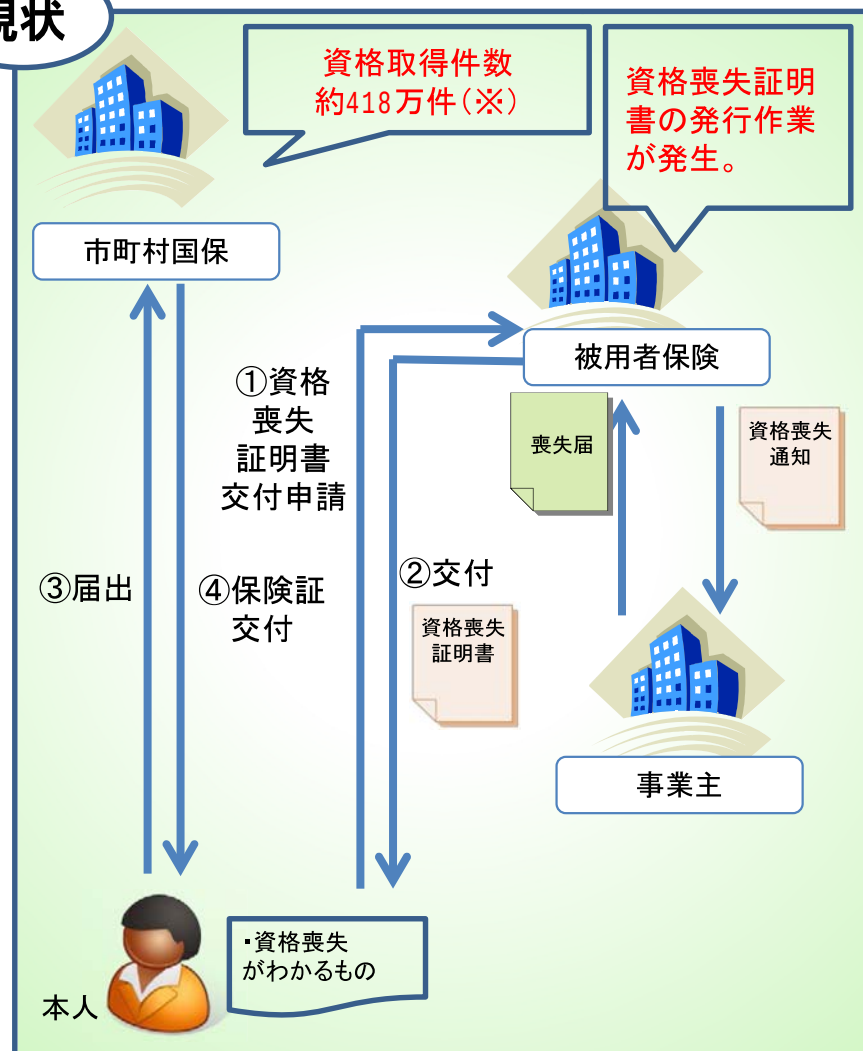
【制度の概要】

資格取得届＋被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

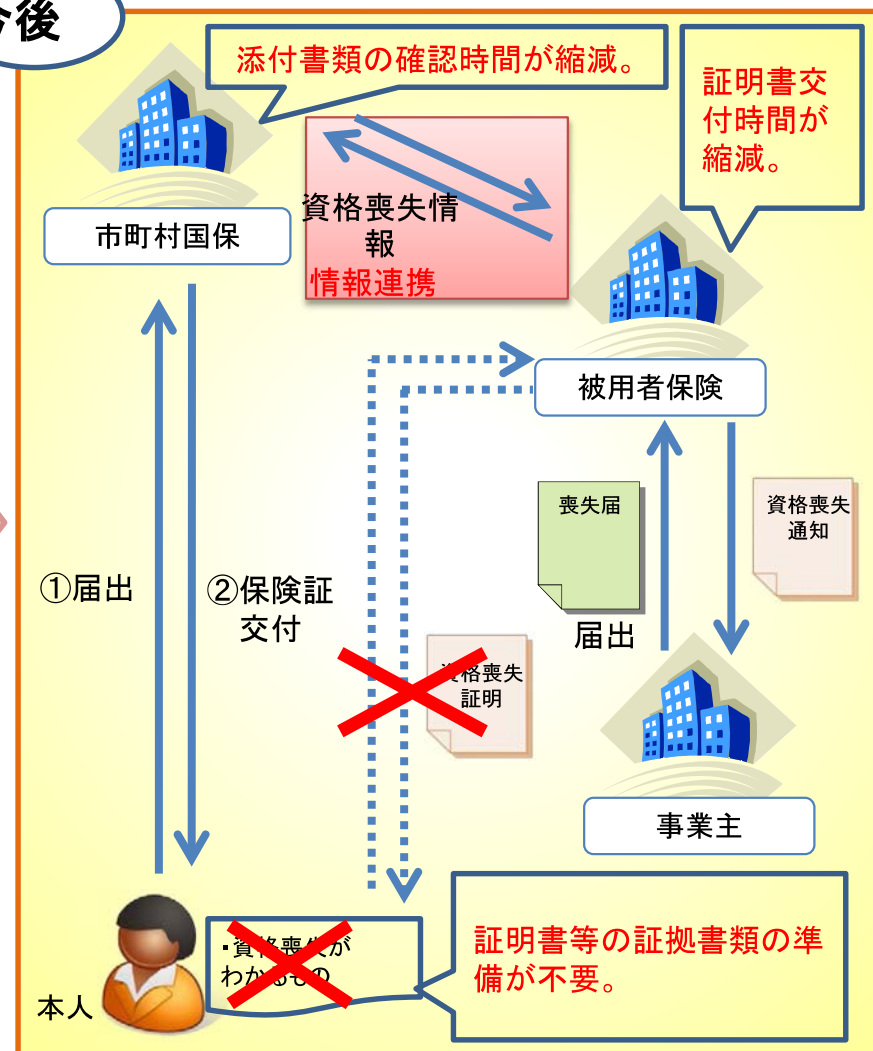
【番号制度導入後の効果】

被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。

現状



今後



(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約418万件(平成22年度国民健康保険事業年報)。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

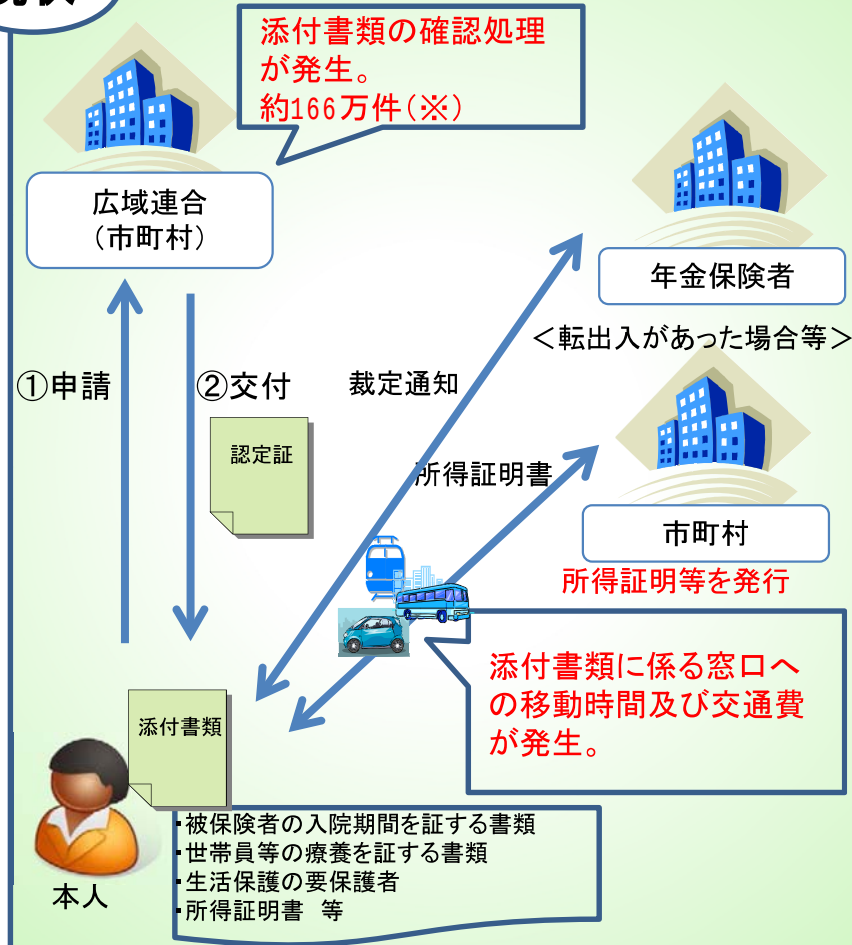
【制度の概要】

限度額適用を受けるため、申請書を広域連合に提出。添付された所得証明書等を基に審査し、認定されると限度額適用・標準負担額減額認定証を交付。

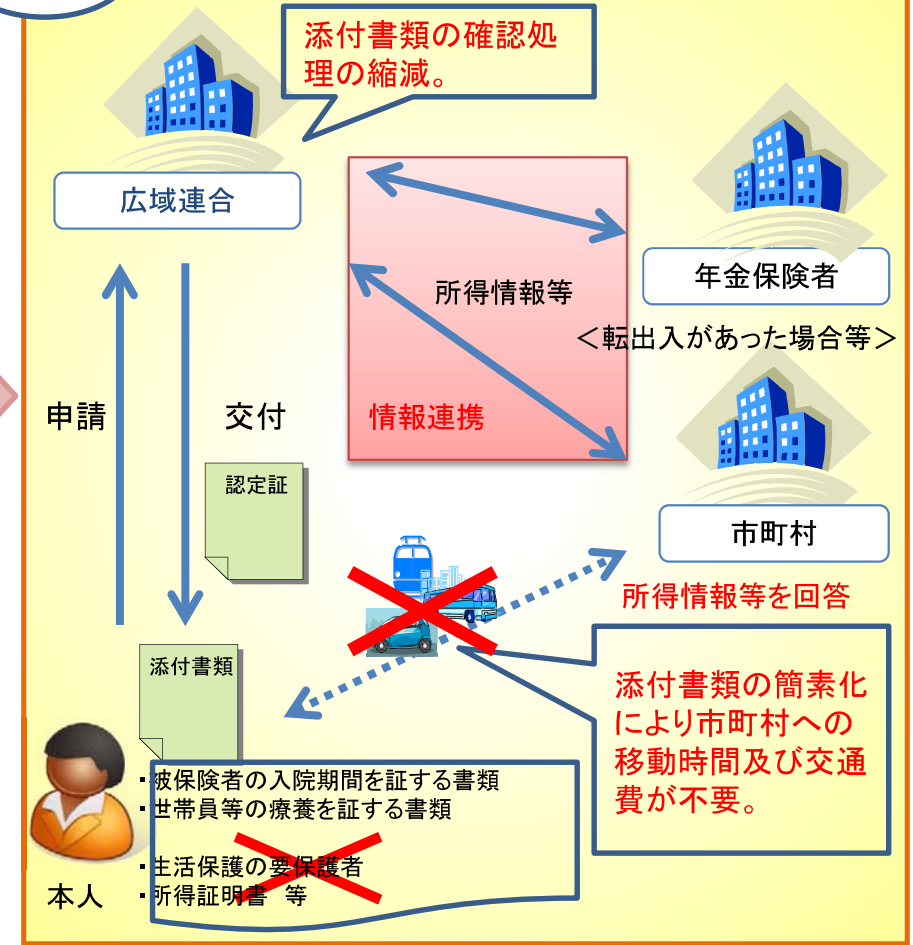
【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより所得情報等を市町村に照会し、所得証明書の添付を縮減。当該情報等に基づき審査。

現状



今後



※被保険者数 約1,473万人(平成23年度)。

限度額適用認定者数 約166万人(平成23年度「後期高齢者医療制度実施状況調査」より)

特別障害者手当の支給申請

※番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

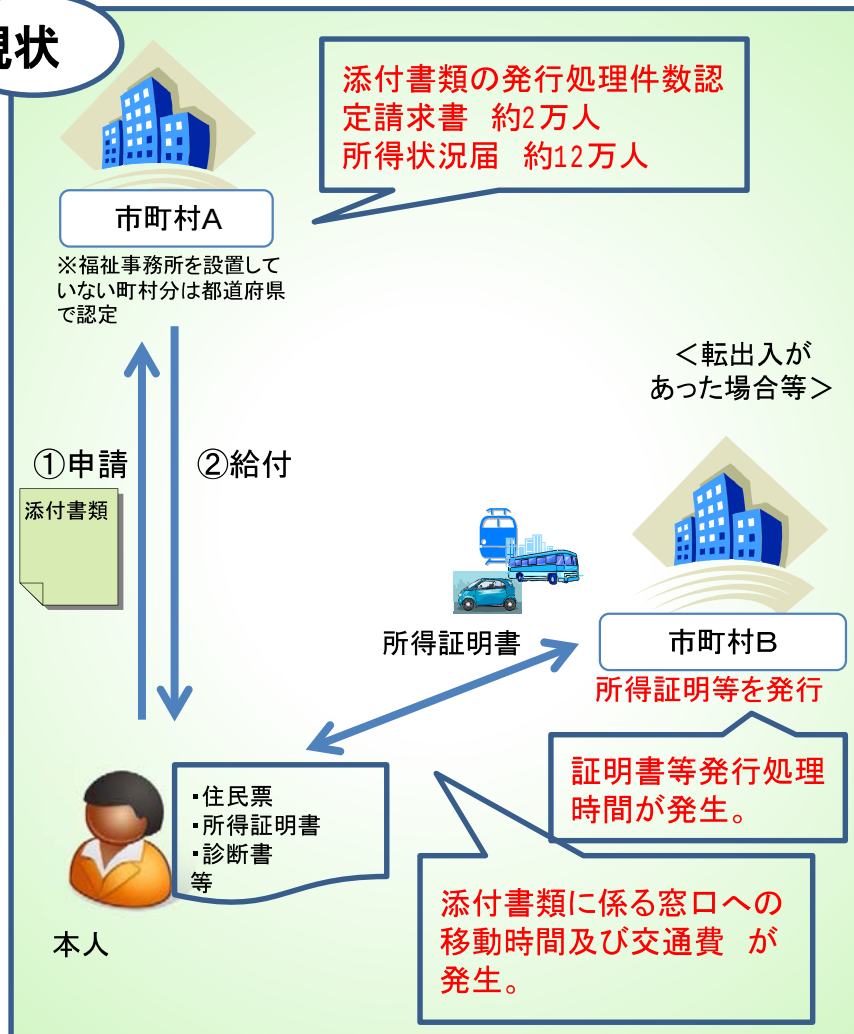
【制度の概要】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合は支給されない。添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。

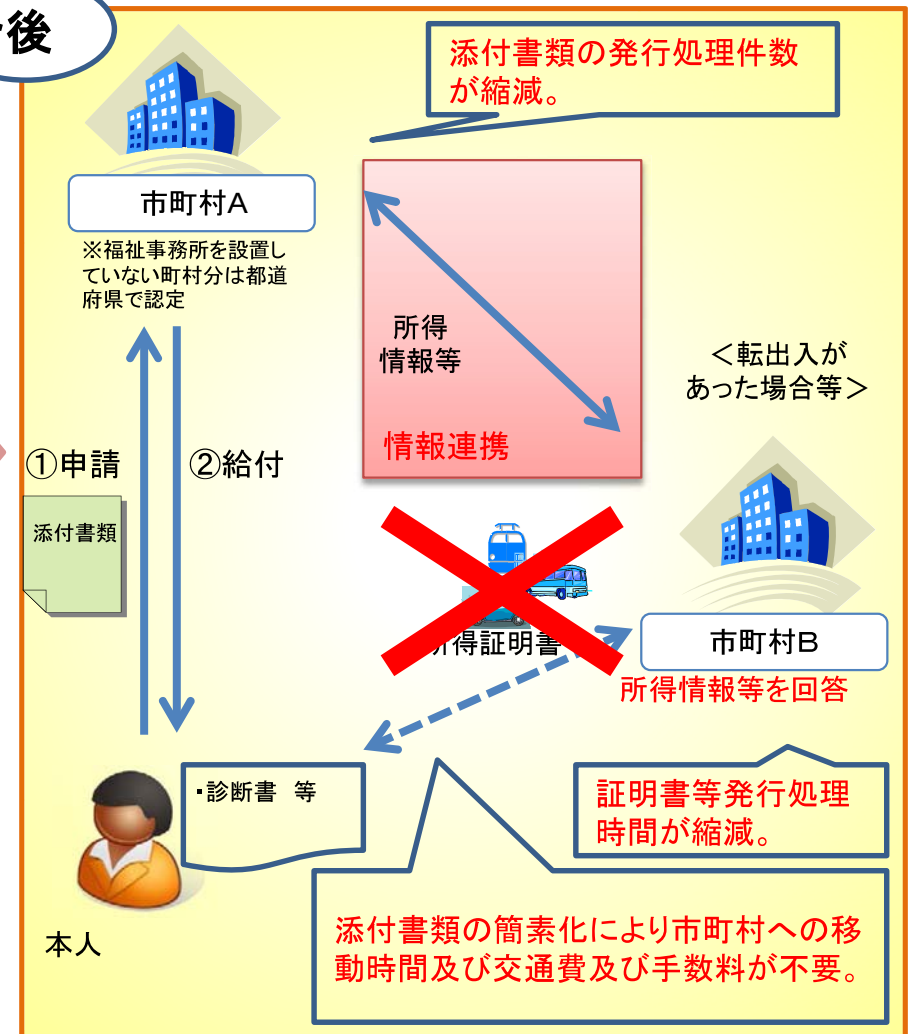
【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。

現状



今後



※認定請求書受付件数 約2万件(平成23年度福祉行政報告例)。
所得状況届受付件数 約12万件

児童扶養手当の支給申請

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

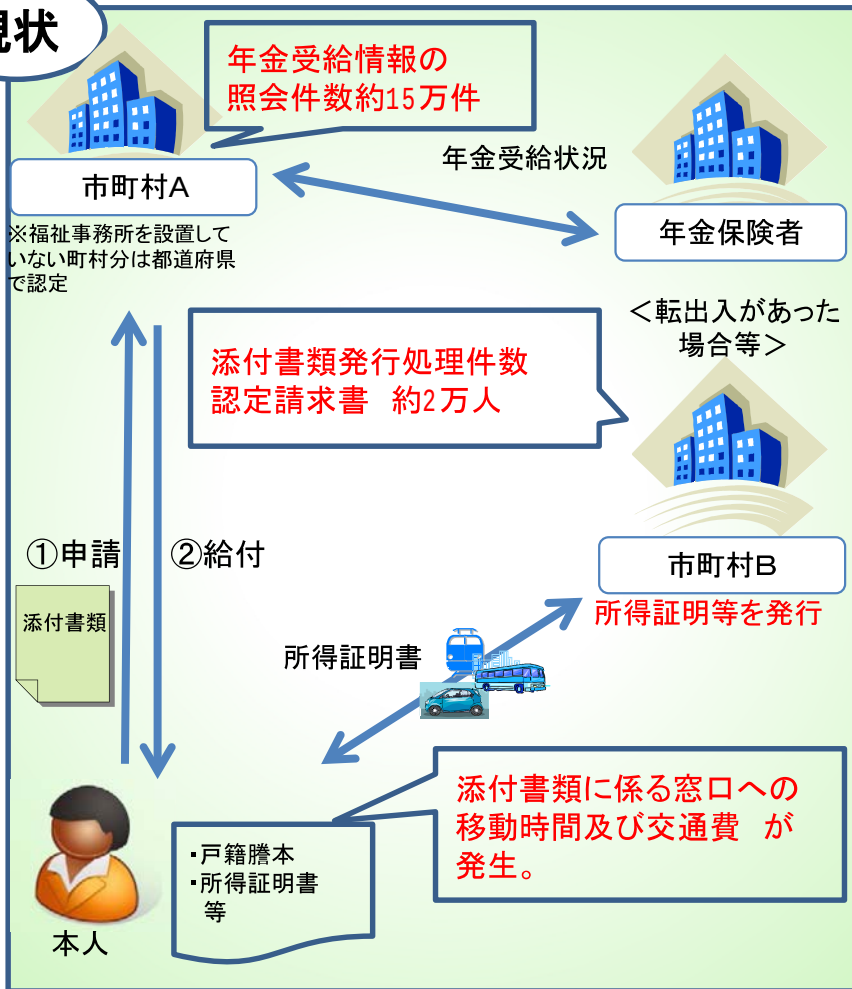
【制度の概要】

受給資格を証明するため、申請者、配偶者、扶養義務者の所得証明等を添付、添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。年金受給状況は、年金保険者に照会。

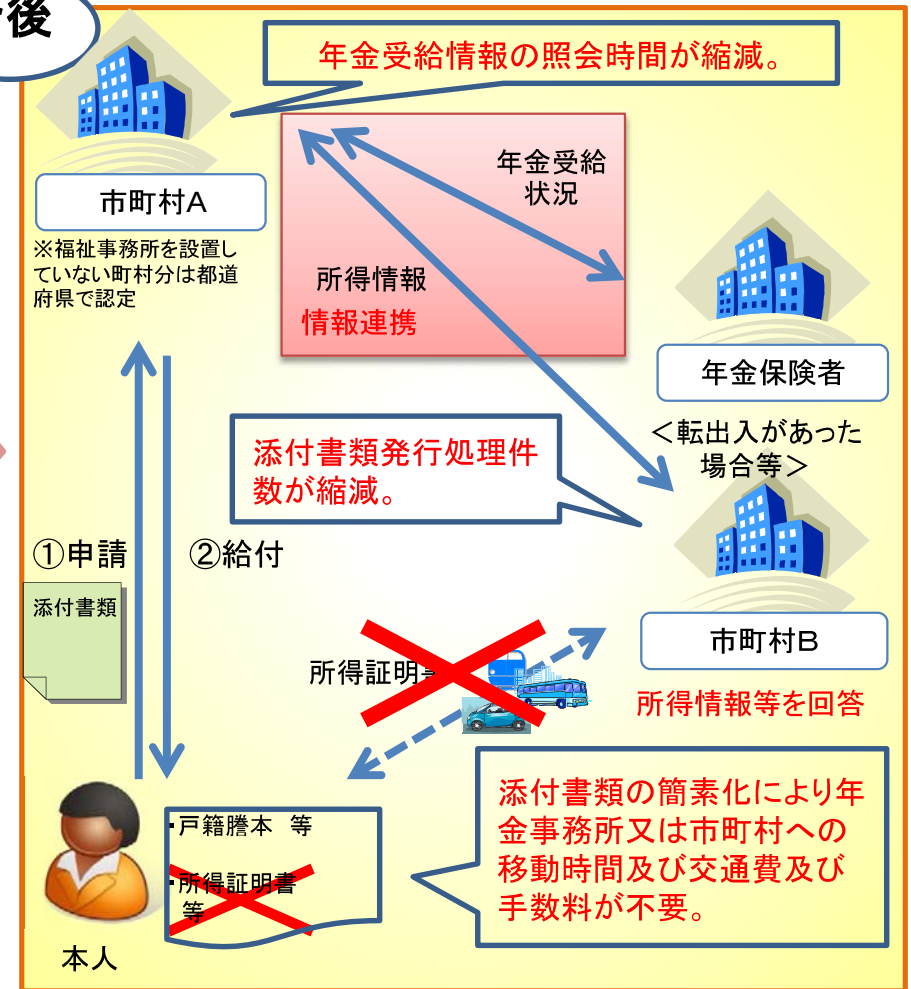
【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、オンラインで年金受給状況は年金保険者に、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。

現状



今後



※認定請求書受付件数 約15万件

現況届受付件数 約106万件(平成23年度福祉行政報告例)

保護の決定実施に必要な調査

※番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

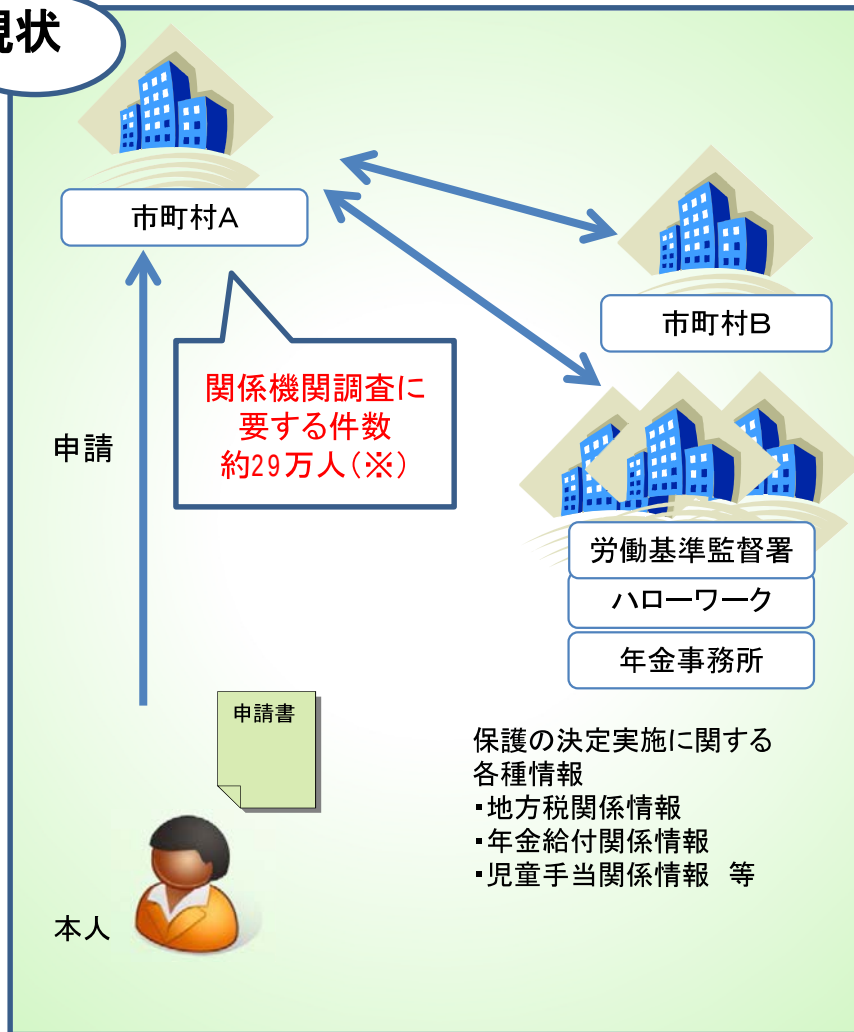
保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。

- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

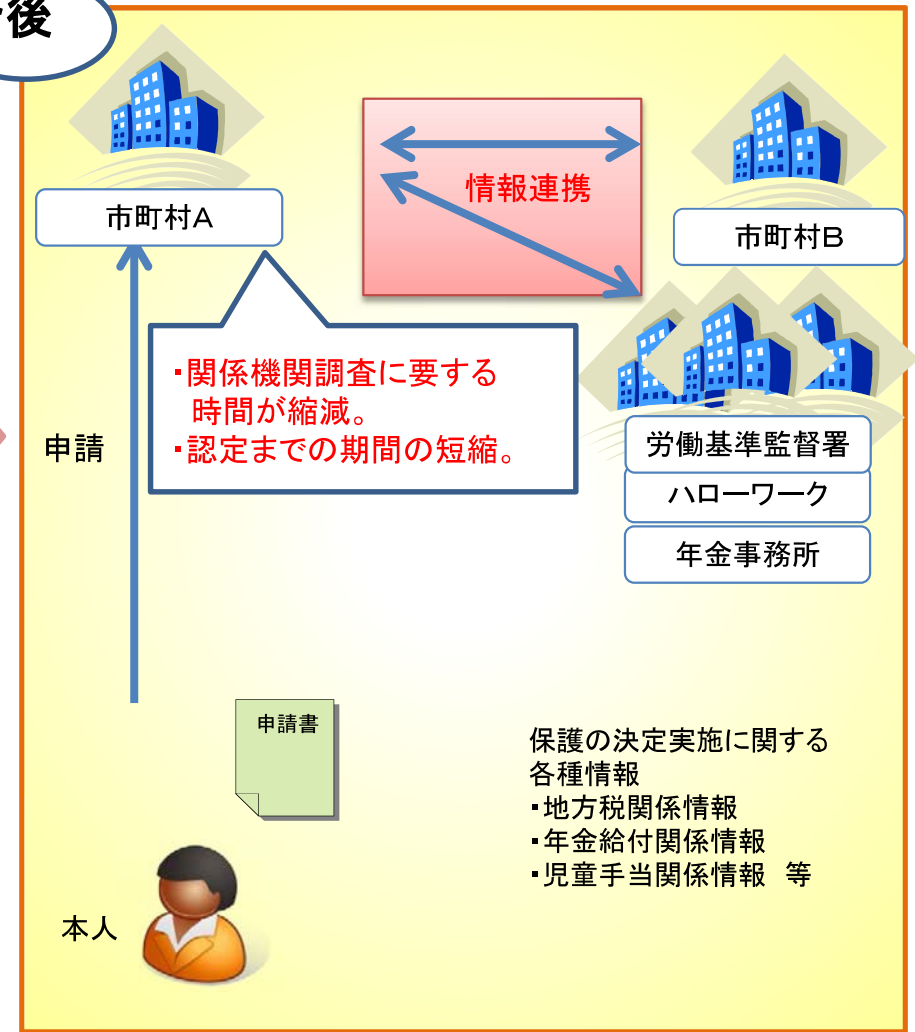
【番号制度導入後の効果】

必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。
当該情報等に基づき保護の決定実施。

現状



今後



※生活保護申請件数 約29万件(平成23年度福祉行政報告例)。

転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定

※番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

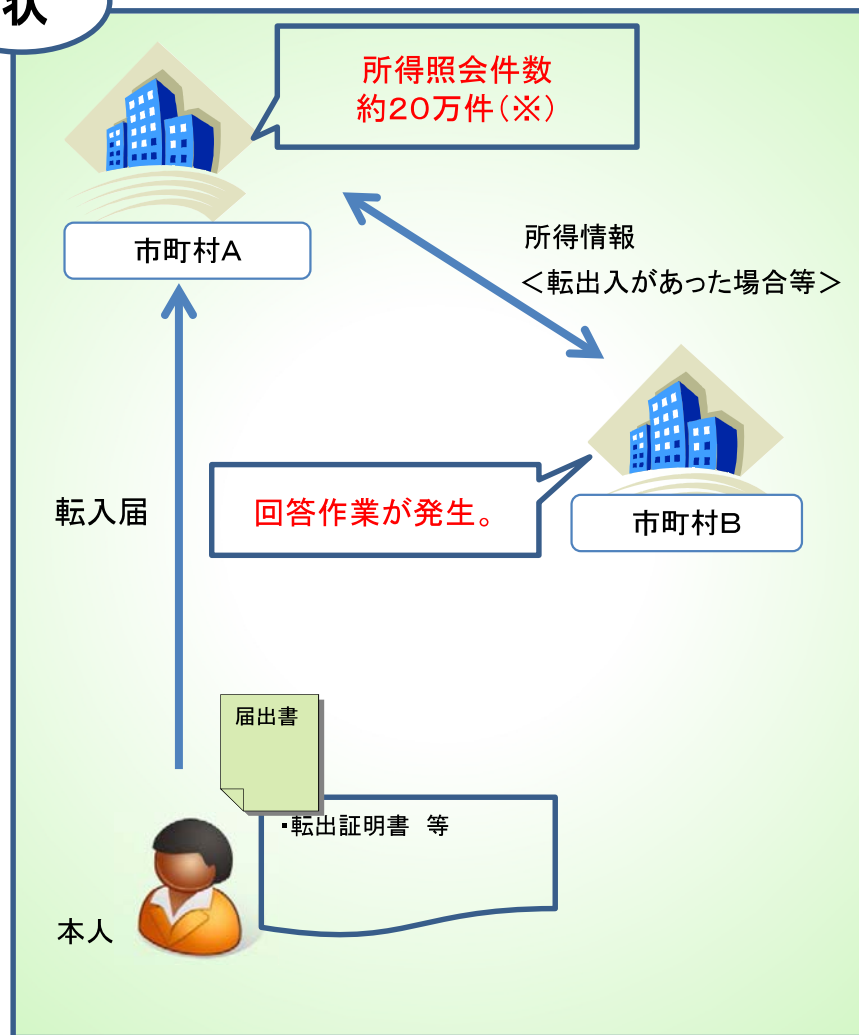
【制度の概要】

他の市町村より転入した場合は、介護保険料算定の基礎となる住民税の課税資料について1月1日に住民登録のあった市町村に所得照会を実施。

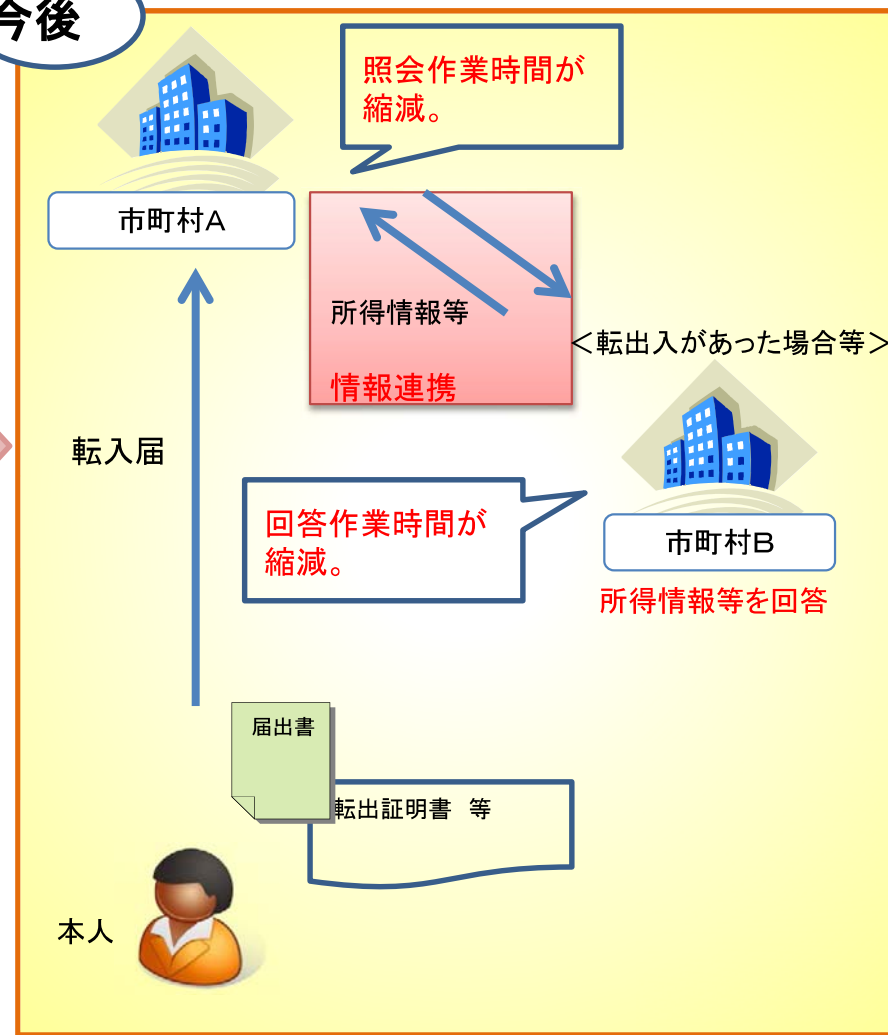
【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより住民税の課税に関する情報を1月1日に住民票のあった市町村に照会。当該情報等に基づき介護保険料を算定。

現状



今後



※第1号被保険者数 約2,978万人、転入 約20万人(平成23年度介護保険事業状況報告)。

社会保障分野における団体規模別の事業費(想定)について

改修経費を見積もるための前提条件

- 社会保障システムにおいて、番号制度導入に必要な経費の対象
 - ・ 個人番号による検索機能の追加など個人番号を利用するためのシステム改修
 - ・ 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - ・ 既存システムから提供用データを一定の形式で中間サーバーに抽出する機能の追加
 - ・ 移行・テスト 等
- ※ 中間サーバーの整備経費等は除く
- 各地方公共団体の既存システムの類型(汎用機系、オープン系等)により改修経費は大きく異なるものであり、一定の前提をおいて人口規模及びシステムの類型別に想定した事業費の試算である。今後修正がありうる。

※ 汎用機系・・・基幹業務システムなどに用いられる大型のコンピュータシステム

オープン系・・・仕様が標準化された様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステム

○国民年金システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	0.6—0.8—1.4
～3万人	0.9—1.0—1.9
～10万人	1.6—1.8—3.4
～30万人	3.1—3.8—6.7
～50万人	4.4—5.3—11.3
50万人超	5.7—6.8—16.8

○国民健康保険システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	2.0—2.6—6.0
～3万人	3.5—4.5—10.2
～10万人	7.3—9.1—20.3
～30万人	13.6—18.0—40.6
～50万人	20.4—26.7—66.9
50万人超	28.2—37.3—101.4

※ 所要事業費；オープン系ノンカスタマイズパッケージ — オープン系カスタマイズパッケージ — 汎用機系独自開発

○後期高齢者医療システム改修経費
(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	1.0—1.4—2.8
～3万人	1.8—2.3—3.9
～10万人	3.2—4.2—6.9
～30万人	5.2—6.9—13.7
～50万人	7.8—10.5—22.7
50万人超	11.3—15.1—34.4
後期高齢者医療 広域連合(※※)	2,605.1

○障害者福祉システム改修経費
(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	2.3—3.0—6.9
～3万人	3.9—5.2—11.6
～10万人	8.6—11.2—23.2
～30万人	15.5—20.4—46.2
～50万人	23.3—30.6—76.4
50万人超	34.0—44.9—115.7
都道府県	18.9—28.2—54.1

※ 所要事業費；オープン系ノンカスタマイズパッケージ — オープン系カスタマイズパッケージ — 汎用機系独自開発

※※ 後期高齢者医療広域連合については、標準システムとして一括開発を想定している。

○児童福祉システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	1.8—2.4—5.3
～3万人	3.0—3.9—8.2
～10万人	6.6—8.6—17.8
～30万人	11.8—15.6—35.4
～50万人	17.7—23.4—58.5
50万人超	26.1—34.4—88.6
都道府県	7.3—10.8—20.9

○生活保護システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	1.0—3.5—2.8
～3万人	1.8—5.8—3.9
～10万人	3.2—11.3—6.9
～30万人	5.2—17.5—13.7
～50万人	7.8—26.3—22.7
50万人超	11.3—38.6—34.4
都道府県	6.6—9.7—18.5

※ 所要事業費；オープン系ノンカスタマイズパッケージ — オープン系カスタマイズパッケージ — 汎用機系独自開発

○介護保険システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	2.5—3.5—6.4
～3万人	4.3—5.8—9.6
～10万人	8.3—11.8—16.0
～30万人	12.7—17.5—32.0
～50万人	19.2—26.3—57.6
50万人超	28.0—38.6—89.6

○健康管理システム改修経費

(単位:百万円)

団体規模	所要事業費(※)
～1万人	0.9—1.3—2.3
～3万人	1.5—2.1—3.9
～10万人	2.8—3.8—6.4
～30万人	5.0—6.9—12.9
～50万人	7.1—9.7—19.3
50万人超	9.1—12.5—28.2

※ 所要事業費；オープン系ノンカスタマイズパッケージ — オープン系カスタマイズパッケージ — 汎用機系独自開発